

副

第 19 回黒潮町議会 3 月定例会会議録

令和 8 年 3 月 6 日 開会

令和 8 年 3 月 17 日 閉会

黒 潮 町 議 会

黒潮町議会 3 月定例会会議状況

月 日	曜日	会 議	行 事
3 月 6 日	金	本会議	開会・会期の決定・提案理由の説明
3 月 7 日	土	休 会	休 会
3 月 8 日	日	休 会	休 会
3 月 9 日	月	本会議	質疑・委員会付託・委員会
3 月 10 日	火	休 会	委員会
3 月 11 日	水	休 会	委員会
3 月 12 日	木	休 会	委員会
3 月 13 日	金	本会議	一般質問
3 月 14 日	土	休 会	休 会
3 月 15 日	日	休 会	休 会
3 月 16 日	月	本会議	一般質問
3 月 17 日	火	本会議	一般質問・委員長報告・質疑・討論・採決・ 閉会

黒潮町告示第18号

令和8年3月第19回黒潮町議会定例会を次のとおり招集する。

令和8年2月27日

黒潮町長 大西 勝也

記

- | | | |
|---|-----|-----------------|
| 1 | 期 日 | 令和8年3月6日 |
| 2 | 場 所 | 黒潮町本庁舎 3階 議会議事堂 |

令和8年3月6日（金曜日）

（会議第1日目）

応招議員

1 番	澳 本 哲 也	2 番	浅 野 修 一	3 番	小 松 孝 年
4 番	山 本 牧 夫	5 番	宮 川 徳 光	6 番	宮 地 葉 子
7 番	矢 野 依 伸	8 番	水 野 佐 知	9 番	青 木 浩 明
10 番	吉 尾 昌 樹	11 番	矢 野 昭 三	12 番	山 本 久 夫
13 番	濱 村 美 香	14 番	中 島 一 郎		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	大 西 勝 也	副 町 長	西 村 康 浩
総 務 課 長	佐 田 幸	企画調整室長	渡 辺 健 心
情報防災課長	村 越 淳	住 民 課 長	谷 純 大
環境政策室長	宮 川 智 明	健康福祉課長	野 村 晃 稚
農業振興課長	斉 藤 長 久	まちづくり課長	徳 廣 誠 司
産業推進室長	秋 森 弘 伸	地域住民課長	河 村 美智子
海洋森林課長	今 西 和 彦	建 設 課 長	河 村 孝 宏
会 計 管 理 者	國 友 広 和	教 育 長	宮 川 雅 一
教 育 次 長	岡 本 浩		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小 橋 和 彦 書 記 酒 井 真 哉

議長は会議録署名議員に次の二人を指名した。

9 番 青 木 浩 明 10 番 吉 尾 昌 樹

令和8年3月第19回黒潮町議会定例会

議事日程第1号

令和8年3月6日 9時00分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第74号から第111号まで

(提案理由の説明)

●町長から提出された議案

議案第 74 号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例及び黒潮町国民健康保険拳ノ川診療所に勤務する医師の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 75 号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第 76 号、黒潮町道路及び附属物占用並びに占用料徴収条例の一部を改正する条例について

議案第 77 号、黒潮町営改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 78 号、黒潮町漁業振興基金条例及び黒潮町漁業振興基金判定委員会設置条例を廃止する条例について

議案第 79 号、黒潮町教育研究所設置条例の一部を改正する条例について

議案第 80 号、黒潮町地域子育て支援センター設置条例の一部を改正する条例について

議案第 81 号、専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度黒潮町一般会計補正予算）

議案第 82 号、令和 7 年度黒潮町一般会計補正予算について

議案第 83 号、令和 7 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算について

議案第 84 号、令和 7 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算について

議案第 85 号、令和 7 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について

議案第 86 号、令和 7 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算について

議案第 87 号、令和 7 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算について

議案第 88 号、令和 7 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について

議案第 89 号、令和 7 年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算について

議案第 90 号、令和 8 年度黒潮町一般会計予算について

議案第 91 号、令和 8 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計予算について

議案第 92 号、令和 8 年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算について

議案第 93 号、令和 8 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

議案第 94 号、令和 8 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算について

議案第 95 号、令和 8 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について

議案第 96 号、令和 8 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計予算について

議案第 97 号、令和 8 年度黒潮町介護保険事業特別会計予算について

議案第 98 号、令和 8 年度黒潮町介護サービス事業特別会計予算について

議案第 99 号、令和 8 年度黒潮町情報センター事業特別会計予算について

議案第 100 号、令和 8 年度黒潮町集落排水事業会計予算について

議案第 101 号、令和 8 年度黒潮町水道事業会計予算について

議案第 102 号、黒潮町特別養護老人ホーム「かしま荘」に係る指定管理者の指定について

議案第 103 号、大方あかつき館、黒潮町立大方図書館及び黒潮町立佐賀図書館に係る指定管理者の指定について

議案第 104 号、黒潮町林業総合センターに係る指定管理者の指定について

議案第 105 号、黒潮町立漁村センター及びホエールウォッチングセンターに係る指定管理者の指定について

議案第 106 号、黒潮町立漁船漁業用作業保管施設に係る指定管理者の指定について

議案第 107 号、カツオのタタキづくり体験等交流施設に係る指定管理者の指定について

議案第 108 号、町道の路線認定について

議案第 109 号、土地の取得について

議案第 110 号、浮津共同墓地公園造成工事の請負契約の締結について

議案第 111 号、黒潮町過疎地域持続的発展計画の策定について

議 事 の 経 過

令和8年3月6日
午前9時00分 開会

議長（中島一郎君）

おはようございます。

ただ今から、令和8年3月第19回黒潮町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

諸般の報告を致します。

初めに、報告第39号から41号までが町長から、報告第42号から44号までが監査委員から提出されました。

議席に配布をしていますので、ご確認願います。

次に、町長の行動報告につきましては全員協議会で行動表を配布し、議長の行動報告につきましては議席に行動記録を配布しておりますので、これをもって、報告に代えさせていただきます。

以上で、諸般の報告を終わります。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（大西勝也君）

おはようございます。

本日は、令和8年3月第19回黒潮町議会定例会を招集させていただきましたところ、何かとご多用の中、全員のご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

今議会に提案させていただきます議案につきまして慎重なご審議と、適切なご決定を賜りますよう、よろしくお願い致します。

まず初めに、令和8年度の一般会計及び特別会計をご審議いただくに当たり、町政運営の基本方針及び主要施策について、その概要を説明し所信を申し上げます。

本町の最上位計画である黒潮町総合戦略につきましては、今年度から3年間の基本的政策等の方向性を取りまとめた第3期黒潮町総合戦略に改定し、本町の目標である2060年、町人口6,800人の達成に向け、国や県の動向を見極めつつ、情勢に応じて適宜改正しながら、有益となる施策の充実を図ってまいります。

また、教育分野につきましては、教育行政のさらなる強化を目的として、黒潮町総合戦略における教育基本計画、及び黒潮町教育大綱を内包して一体的に推進する第4期黒潮町教育振興基本計画として教育の推進を図ってまいります。

人口減少下において生じる地域の課題を一つ一つ丁寧に解決していきながら、安心して暮らし続けることのできる地域づくりに努めてまいります。

初めに、黒潮町の概要について申し上げます。

昨年12月に高知県が公表した令和4年度市町村経済統計の概要によると、ウクライナ危機や円安の影響などを受けるものの、社会経済活動の正常化等により引き続き回復基調にあり、県全体の経済成長率は前年度比プラス1.2パーセントで、2年連続のプラス成長となりました。

公共工事の増減に伴う建設業などの影響により、プラス成長が14市町村、マイナス成長が20市町村であり、

総生産の約5割を占める高知市がプラスへ大きく牽引致しました。

本町の経済成長率はプラス8.2パーセントとなっており、プラス成長の要因は、主要一次産業である水産業で、総生産額は県下トップの33億6,500万円に上りました。

県内水産業の動向と致しましては、外食需要が戻りつつある中、燃油高に伴う出漁の見合わせや不漁などの影響でカツオの供給不足が生じ、魚価が上昇したことにより増加したものでございます。

引き続き、これらの統計資料や国、県の動向を把握しながら、各種施策の推進を図っていく必要があります。

一方で、市町村課税状況等の調べによりますと、令和3年度から令和7年度の5カ年で、納税義務者1人当たりの所得金額は上昇傾向で、年平均1.6パーセントの伸びとなっております。このうち、事業所得者は年平均で6.3パーセントの伸びとなっておりますが、給与所得者については年平均で1.6パーセント、農業所得者については年平均で1.1パーセントの伸びとなっており、業種によって偏りがあることも見て取れます。

また、総務省公表の住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数によりますと、令和7年1月1日現在の本町の高齢化率は47.2パーセント、1年前の同時期より0.7ポイント増加となっており、本町は既に1人の現役世代が1人の高齢者を支えるという肩車社会へ突入しております。

続いて、黒潮町総合戦略によるアクションプランに基づき、各種施策について申し上げます。

まず、創生基本計画アクションプランの地産外商により安定した雇用を創出するのうち、農業の振興維持では、農業者の高齢化に伴う離農者の増加と後継者不足は喫緊の課題でありますので、各種の支援施策を推進してまいります。

令和8年度におきましても、園芸用ハウス整備事業、園芸用ハウス等リノベーション事業のほか、新規就農支援として、新規就農者経営発展支援事業、新規就農者育成総合対策事業、就農支援事業により、担い手づくりと設備投資への支援を図るとともに、黒潮町農業公社と連携し、新規就農者の確保、育成に努めてまいります。

また、耕作放棄地の発生を防止し、農地の多面的機能の維持確保を図るため、中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金を活用するとともに、新たな県営圃場（ほじょう）整備による農地集約を行うことで、収益性の高い農業が可能な面的整備を進めてまいります。

林業の振興維持では、令和8年度におきましても、国から交付される森林環境譲与税を活用し、町内における山林の整備や林業従事者の育成、新たな担い手の確保に努めてまいります。

また、入野松原保全につきましては、マツノザイセンチュウ病対策としてマツノマダラカミキリ防除薬剤噴霧作業、及び枯れた松の個別伐倒駆除を実施し、病害虫に対し抵抗性のある新たな松種苗の植樹を継続することにより、町の基本計画である入野松原再生計画に基づく長期的な保全事業を展開してまいります。

そのほか、域内経済波及効果も踏まえた町産材活用促進のための町産材利用促進事業費補助金等により、山林の適正な維持や地元林業経営体の成長産業化を図るとともに、引き続き鳥獣被害防止対策を推進し、農作物全般における鳥獣被害の防止ならびに軽減を図ってまいります。

水産業の振興維持では、町内水産業における大きな課題の一つであります漁業従事者の減少につきましては、高知県漁業就業支援センター事業を活用した各地元漁港での自営漁業者育成事業を継続し、沿岸漁業の持続に資する後継者の育成を図るとともに、令和7年度より町内定置網事業体において新たな取り組みとして実施しております企業版地域おこし協力隊制度の活用も含め、町内全体の新規漁業従事者確保に結びつけてまいります。

また、土佐佐賀のもどりガツオ祭などに代表される文化発信事業により、産業経済面だけではなく文化教育面からも地元漁業を絶やさぬ全体活動を引き続き強化してまいります。

沿岸漁業対策におきましては、引き続き、山口県栽培漁業公社の協力を得て、町内沿岸海域にアカアマダイの稚魚放流を実施する種苗放流事業費補助金などを推進してまいります。

そのほか、町内漁港水揚げ向上対策におけるモジャコ蓄養漁業では、入野漁港蓄養水面底質改善事業補助金など、町内全体の水産業の振興維持に努めてまいります。

また、町内漁港における沈没船、不要船対策として黒潮町放置漁船等対策推進事業を継続し、漁港区域内に放置された船舶などの撤去処分対策を進めてまいります。

商工業の振興維持では、事業者に対しては、引き続き黒潮町商工会と連携しながら、中小企業等融資保証料補給利子補給の実施と経営支援会議による創業支援事業承継支援を継続してまいります。

また、観光面では、本町に所在する各種施設や豊かな自然を観光資源として活用を図ることによる取り組みを継続しており、今後もスポーツツーリズム誘客促進事業をはじめ、防災ツーリズム等の取り組みを中心に、観光ネットワークやNPO 砂浜美術館等の関連団体と連携し取り組んでまいります。

そのほか、高規格道路の延伸に向けた、新たな集客施設の検討及び、既存の道の駅の機能強化や維持管理についても、関係団体と連携し、先進地の取り組みを学びながら、計画的に対応を図ってまいります。

外商支援及びふるさと納税を活用した事業者支援では、

町内事業者が新たな商品の企画や開発、販路拡大等、生産から販売に至る各段階における個別支援や、事業者の持続化を図るため、地場産品外商力強化事業を推進し、株式会社黒潮町缶詰製作所とともに、町内事業者の経営支援を継続してまいります。

また、ふるさと納税を活用した事業者支援や販路拡大施策の推進により、寄附金額の増額を目指してまいります。

次に、新しい人の流れをつくる移住定住の促進では、

まち・ひと・しごと創生人口ビジョンに示した2060年の人口6,800人を維持するため、施策のさらなる強化が必要となっています。

これまで、移住相談員の配置のほか、移住相談イベントへの参加、移住ウェブサービスやSNSを活用した情報発信を積極的に行ってまいりました。引き続き、プロモーション活動の強化に取り組むとともに、効果的な情報発信の方法を検討しながら、移住や関係人口の拡大に向けた取り組みの推進を図ってまいります。

また、若者や子育て世代を中心とした住宅の確保に対応するため、町内の空き家を活用した施策を継続してまいります。

若い世代の結婚、妊娠、出産、子育ての希望をかなえるのうち、出会いの場の創出では

厚生労働省の人口動態調査の概況によると、令和6年の全国の合計特殊出生率は1.15人であり、前年の1.20からさらに低下し、過去最低を9年連続で更新しております。

高知県におきましては1.25人と、全国数値を上回ってはおりますが、人口を保つために必要とされる人口置換水準の2.07人からは大きく乖離（かいり）をしております。

令和8年度においても、出会いの機会の創出に係る経費や結婚に伴う経済的負担を軽減するための支援制度に取り組み、広域連携も視野に入れながら、出会いや結婚の希望を後押ししてまいります。

妊娠、出産、及び子どもの健康のための支援、子育て支援策の充実では

黒潮町における出生数は、令和5年が32人、令和6年が34人、令和7年が33人となっており、コロナ禍の影響を受けた令和2年以降の減少傾向に歯止めがかからず、今後も出生数の低下が懸念されます。

このような状況下、子育て世代包括支援センターと、子ども家庭総合支援拠点を一体化し、妊産婦や子育て家庭、子どもを対象とした切れ目のない支援体制を強化するため、子ども家庭センターを設置し、妊娠届出時

の面談や育児相談、発達相談、児童虐待の予防や早期対応など、取り組んでまいります。

妊婦のための支援給付や、妊婦等包括相談支援事業については、引き続き伴走型相談支援を行い、妊娠時から出産子育てまで、全ての妊婦に寄り添った継続的な情報発信や定期的な相談対応のもとに、保護者の孤立を防ぎ、安心して出産、子育てができる地域づくりの推進と、経済的な負担軽減を目的とした不妊治療補助金、妊婦乳児一般健康診査、初回産科受診料支援事業のほか、乳幼児医療費助成や18歳までの医療費助成等も含め、妊娠期から子育て期のサポートに取り組んでまいります。

そのほか、町内唯一の高等学校である県立大方高校においては、高校魅力化支援事業として、公設塾や女子サッカー部指導者の招聘（しょうへい）による部活動の活性化、教育振興交流支援施設の運営など、高知県及び大方高校と連携協力しながら、進学先として選んでいただけるよう取り組んでまいります。

次に、地域とともに安心して暮らし続けられる環境を作るのうち中山間地域の維持活性化では、地域で支え合いながら安心して暮らし続けられる仕組みづくりのため、集落活動センターやあったかふれあいセンターを町内各地に設置しており、今後も地域の維持活性化に寄与する事業を展開してまいります。さらに、集落支援員制度を活用した集落点検活動を推進し、各集落の現状や課題の把握に努めてまいります。

また、中山間地域を中心とした交通弱者に対応するため、黒潮町地域公共交通計画に基づき、本町の実情に沿った輸送サービスの在り方を模索しながら、限られた資源を活用し効率化と利便性の向上を図ってまいります。

健康的な生活の推進では、

健康を維持するには、病気の早期発見、早期治療が重要であるため、各種検診の実施は必要不可欠であり、引き続き受診勧奨を行いながら、健康的な生活の推進を図ってまいります。

また、医療分野では黒潮町医療計画を基に、保健、福祉、介護、医療が一体となり、黒潮町の医療課題等に取り組んでまいります。

地域ぐるみによる安全安心のまちづくりでは、

自助、互助、共助による地域の在り方は、南海トラフ地震とそれに伴う津波災害の際に極めて重要であることから、平時から地域住民が互いの役割を認識し、支え合う地域防災を実現するため、総合防災訓練や地区防災計画の取り組み等、積極的に進めてまいります。

また、家具の転倒防止等対策や木造住宅の耐震などの各種補助金や、津波被害の心配のない高台への宅地造成の検討等、安心して住み続けることができる安全なまちづくりに向けた環境整備に引き続き取り組んでまいります。

未来技術を活用した暮らしの向上では、

人口減少、少子高齢化や過疎化、首都圏への人口一極集中など、従来からの社会課題に加え、新型コロナウイルス感染症がもたらした社会変革に対応するため、黒潮町デジタル化推進計画に基づき、情報格差の解消に対応した持続可能な地域づくりに取り組んでまいります。

また、脱炭素社会に向けた取り組みでは、脱炭素先行地域のメリットである国の有利な交付金等を活用しながら、住民向け補助事業を継続し、脱炭素と地域課題解決の同時実現を目指す取り組みを進めてまいります。

次に、黒潮町総合戦略の創生基本計画以外の事項でございます。

まず、医療福祉基本計画アクションプランの医療福祉基本計画では、

本計画は、子どもから高齢者まで住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、地域とともに安心して暮らし続けられる環境をつくり、少子高齢化社会に対応した黒潮町版地域包括ケアシステムの構築を基本目標としており、民間企業、NPO 法人、社会福祉協議会、健康づくり婦人会、老人クラブ、民生委員等のほか、各地区

の積極的な関与によりつくり上げていくものです。

虐待、ひきこもり、貧困、障がい、認知症など、さまざまな課題を抱え孤立化する世帯が増加する中、あったかふれあいセンターが核となり、相談、訪問支援、交流や活躍の場を確保する地域づくり、社会参加に向けた支援等に取り組んでまいります。

また、あったかふれあいセンター事業につきましては、あったか北郷から南郷へと拠点を变えることで、全町的な支援が行き届く体制とするなど、取り組みの充実を図ってまいります。

引き続き、子ども家庭総合支援、権利擁護支援、避難行動要支援者対策をはじめ、複雑多様化する生活課題や福祉課題に対応し、スピード感を持って対応するよう努めるとともに、医療福祉介護保健の各分野が住民の在宅生活を支える体制を構築できるよう取り組んでまいります。

次に、防災基本計画アクションプランの防災基本計画では、

南海トラフ地震津波対策は、防災地域担当制により地域に出向き、その実情を把握した上で、地域の強みを活かした住民による避難所運営、整備済みの資機材の活用について、継続して取り組んでまいります。

併せて、学校の防災教育にも積極的にかかわり、児童生徒の防災力の向上を目指すとともに、地域の防災力の向上につながるよう取り組みを進めてまいります。

また、木造住宅耐震事業による耐震対策、医療救護活動体制の構築、防災のICT化についても、引き続き検討をしてまいります。

土砂災害等については、自主避難計画の活用、修正を地区防災計画の一環として位置付け、自助、共助を生かした有効な対策を講じてまいります。

そのほか、町の職員防災対応につきましては、災害時の各課の脆弱（ぜいじゃく）性を明確にし、非常時にしっかりと対応ができるよう検討を進めてまいります。

次に、第4期黒潮町教育振興基本計画です。

令和7年度までは、教育基本計画アクションプラン、教育基本計画を位置付けておりましたが、令和8年度からは教育に係る計画を黒潮町教育振興基本計画に集約し、5つの基本方針により取り組みを進めてまいります。

まず、自ら考え、判断し、行動する力の育成では、子どもたちが自ら課題を発見し、主体的に考え、判断し、行動できるよう、探究的な学びや課題解決型学習を充実させます。

次に、互いを理解し、他者を尊重し、ともに生きる力の育成では、人権尊重の理念に基づき、互いの違いを理解し、認め合う心を育む教育を推進するとともに、対話や協働の機会を増やし、多様な価値観を受け入れる態度を養います。

次に、地域に誇りを持ち、世界に発信できる力の育成では、英語教育を重点化し、単なる言語技能の習得ではなく、国際的な視野を持ち、地域の魅力や文化を自ら発信できる人材を育てます。

次に、Society（ソサエティ）5.0時代をたくましく生き抜く資質、能力の育成では、デジタル技術やAI、IoTを活用できる情報活用能力を育むとともに、変化に対応する柔軟性や想像力を伸ばす教育を進めます。

最後に、健やかな心と体を育む力の育成では、健やかな心と体を育むため、日常的な運動習慣と健康教育を充実させ、生涯にわたりスポーツや文化活動に親しみやすい環境づくりに努めます。

これらの基本方針を実現するために定めた基本目標の達成に向け、教育委員会と各部門が一体となった総合的な支援体制の構築により、保護者や家庭への支援と教育を切れ目なく実施してまいります。

以上、各種施策についての説明とし、結びに一言申し上げます。

これから私たちが迎える未来は誰にも予想し難く、先行き不透明な時代ともいわれています。

しかしながら、迎える未来がいかようなものであっても、地域での暮らしを守り、産業を発展させていかなければなりません。

そのために必要なことは、地域での暮らしを知り抜くための対話であり、エビデンスに基づいた的確な投資です。

令和8年度は、いま一度地方自治の本旨に立ち返り、これまで以上に地域を歩き、住民の皆さま及び産業界との対話を進めてまいります。

最後になりましたが、黒潮町のさらなる発展に向け、議員の皆さまをはじめ、住民の皆さまのより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、令和8年度の施政方針と致します。

議長（中島一郎君）

これで、町長の発言を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、9番青木浩明君、10番吉尾昌樹君を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月17日までの12日間にしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、会期は本日から3月17日までの12日間に決定しました。

日程第3、議案第74号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例及び黒潮町国民健康保険拳ノ川診療所に勤務する医師の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第111号、黒潮町過疎地域持続的発展計画の策定についてまでを一括議題とします。

なお、本日の議事につきましては、提案の理由の説明のみとし、質疑については3月9日に行うものと致します。

それでは、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、令和8年3月第19回黒潮町議会定例会へ提案致します議案について、説明させていただきます。

今議会に提案させていただきます議案は、議案第74号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例及び黒潮町国民健康保険拳ノ川診療所に勤務する医師の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第111号、黒潮町過疎地域持続的発展計画の策定についてまでの38議案でございます。

提案致します議案の内訳は、

条例の一部改正が6件、廃止が1件、

補正予算の専決処分が1件、

補正予算が8件、

令和8年度当初予算が12件、

指定管理者の指定が6件、

町道の路線認定が1件、

土地の取得が1件、
請負契約の締結が1件、
過疎計画の策定が1件となっております。

まず、議案第74号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例及び黒潮町国民健康保険拳ノ川診療所に勤務する医師の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、令和7年人事院勧告の趣旨に沿った国家公務員の給与法の改正に準拠し、一般職の職員の通勤手当の要件等に係る改定、及び拳ノ川診療所に勤務する医師に係る初任給調整手当の名称の改正をするため、条例の一部改正をするものでございます。

次に、議案第75号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、令和6年6月に子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の公布により、新たに子ども・子育て支援金制度が創設されたことに伴う改正、及び令和12年度からの県内保険料水準統一を見据え、この間の被保険者の負担軽減を目的に、資産割の廃止等による保険税率の見直しを行うことにより、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第76号、黒潮町道路及び附属物占用ならびに占用料徴収条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、道路法施行令の一部を改正する政令が令和7年12月26日に公布され、令和8年4月1日から施行されることに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第77号、黒潮町営改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、黒潮町営改良住宅の設置及び管理に関する条例第10条第1項において定められた家賃額の決定につきまして、浜松改良住宅及び横浜改良住宅について本年度完成分を別表に追記するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第78号、黒潮町漁業振興基金条例及び黒潮町漁業振興基金判定委員会設置条例を廃止する条例について説明させていただきます。

この条例につきましては、事業実施団体である黒潮町活餌供給機能強化対策協議会の解散に伴い、関連する黒潮町漁業振興基金条例の廃止、ならびに基金繰り出しにおける黒潮町漁業振興基金判定委員会設置条例の廃止をするものでございます。

次に、議案第79号、黒潮町教育研究所設置条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、黒潮町教育研究所の移転に伴い位置の変更を行うため、条例の一部改正をするものでございます。

次に、議案第80号、黒潮町地域子育て支援センターの設置条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、令和8年度から全市町村で実施することとされた、子ども誰でも通園制度の一つである乳児等通園支援事業を、当町では黒潮町地域子育て支援センターで実施するため、その事業及び使用料について条例の一部改正をするものでございます。

次に、議案第81号、専決処分の承認を求めることについて（令和7年度黒潮町一般会計補正予算）について説明させていただきます。

この一般会計補正予算の専決処分につきましては、令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙に係る補正となっており、歳入歳出それぞれに選挙の執行経費1,698万6,000円を追加し、総額をそれぞれ125億4,202万

4,000 円とするもので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定により報告するとともに議会の承認を求めるものでございます。

次に、議案第 82 号、令和 7 年度黒潮町一般会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算から歳入歳出それぞれ 1 億 637 万 6,000 円を減額し、総額をそれぞれ 124 億 3,564 万 8,000 円とするものでございます。

この補正予算の概要と致しましては、

1 款議会費では、実績見込みによる人件費の調整等により、5 万円の減額。

2 款総務費では、実績見込みによる人件費の調整のほか、積立基金の積立金の充当調整などによる決算見込みの調整や、各事業の実績見込みによるもの等により 2,093 万 1,000 円の増額。

3 款民生費では、実績見込みによる人件費の調整や特別会計への繰出金のほか、高齢者生活福祉センター管理運営委託などの減額、障害者自立支援給付費の増額など各事業の決算見込みにより、4,076 万 2,000 円の減額。

4 款衛生費では、実績見込みによる人件費の調整や特別会計への繰出金のほか、予防接種委託の減額など、各事業の決算見込みにより 2,760 万 4,000 円の減額。

6 款農林水産業費では、実績見込みによる人件費の調整のほか、サポート体制構築支援事業について、当初は県補助金を町が受け入れ、事業者に支出する予定が、県から事業者へ直接補助することになったことに伴う減額や各種補助金の精算により 6,114 万 9,000 円の減額。

7 款商工費では、実績見込みによる人件費の調整のほか、国の補正に対応するための各種委託料等の増額により 6,880 万 9,000 円の増額。

8 款土木費では、実績見込みによる人件費の調整のほか、町営住宅等整備工事など事業実績による減額などにより 7,315 万 7,000 円の減額。

9 款消防費では、実績見込みによる人件費の調整のほか、各事業の精算により、160 万 6,000 円の減額。

10 款教育費では、実績見込みによる人件費の調整のほか、小学校のトイレ改修等の追加や各事業の精算により 1,500 万 4,000 円の増額。

11 款災害復旧費では、実績見込みによる人件費の調整のほか、農地災害復旧費等の事業実績見込みによる精算により 109 万 2,000 円の減額。

12 款公債費では、借入れ利率の確定における不用額の調整により 570 万円の減額。

これらの歳出に対する歳入は、分担金及び国庫支出金、県支出金などの特定財源について、歳出の補助事業関連の決算見込みにより増減の補正を行い、財政調整基金において収支の調整を行っております。

また、翌年度に繰り越して使用する繰越明許費につきましては、新規 34 件、変更 2 件を記載しております。

これまでに議決をいただいた事業 4 件を含め、全体では 40 件、総額 12 億 6,951 万 2,000 円を見込んでおります。

次に、議案第 83 号、令和 7 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ 176 万 4,000 円を増額し、歳入歳出総額を 1,587 万 6,000 円とするものでございます。

この増額の主な要因は、繰上償還による諸収入の増額によるものでございます。

次に、議案第 84 号、令和 7 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算から歳入歳出それぞれ 4,388 万 5,000 円を減額し、歳入歳出総額を 15 億 1,188 万 3,000 円とするものでございます。

この減額の主な要因は、実績見込み額による人件費の調整によるものでございます。

次に、議案第85号、令和7年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算から歳入歳出それぞれ4,240万5,000円を減額し、歳入歳出総額を16億7,188万8,000円とするものでございます。

この減額の主な要因は、保険給付費の減額によるものでございます。

次に、議案第86号、令和7年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ34万円を増額し、歳入歳出総額を2億6,750万5,000円とするものでございます。

この増額の主な要因は、負担金の増額に伴う一般会計繰入金等の増額によるものでございます。

次に、議案第87号、令和7年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算から歳入歳出それぞれ192万4,000円を減額し、歳入歳出総額を7,412万3,000円とするものでございます。

この減額の主な要因は、これまでの実績により見込額の調整を行ったことによるものでございます。

次に、議案第88号、令和7年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算から歳入歳出それぞれ2億2,086万1,000円を減額し、歳入歳出総額を17億2,228万9,000円とするものでございます。

この減額の主な要因は、これまでの各事業に係る歳出額の実績から見込額の調整を行ったことによるものでございます。

次に、議案第89号、令和7年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算から歳入歳出それぞれ28万3,000円を減額し、歳入歳出総額を2,287万3,000円とするものでございます。

この減額の主な要因は、これまでの実績により見込額の調整を行ったことによるものでございます。

次に、議案第90号、令和8年度黒潮町一般会計予算について説明させていただきます。

この提案致します一般会計予算につきましては、以後、概略を説明致しますが、昨年度比較で3億5,000万円、率にして3.0パーセントの減となっております。

経費抑制等を図ったことで、全体としては均衡の取れた予算としております。

特に今回の予算編成において、予算のスリム化を図るため、人件費の整理、事業計画の見直し、国や県支出金など、特定財源を除く一般財源に充当するための繰入金、町債の整理など、さまざまな角度から予算編成作業を行いました。結果として繰入金、つまり基金取り崩しによる預貯金の減額、町債の発行による実質公債費比率の上昇は回避の見込みが薄く、将来に一部の不安を残さざるを得ない状況にあります。

これらの財政事情を踏まえ、令和8年度の予算編成に当たっては、基本方針及び黒潮町総合戦略に基づき、住民ニーズに対応するものとなっておりますが、引き続き、さまざまな行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、国、県関係団体との連携から、積極的な事業の展開、施策の充実を図ってまいります。

それでは、収支の状況の概略を説明させていただきます。

令和8年度一般会計当初予算は112億9,000万円となっており、令和7年度予算の116億4,000万円と比較すると、額にして3億5,000万円、率にして3.0パーセントの減額予算となっております。

この歳入のうち自主財源は、町税8億3,371万円で、前年度比2.8パーセントの増、繰入金は3億7,076万4,000円で前年度比46.4パーセントの減など、27億4,556万6,000円を見込み、依存財源は、地方交付税41

億 7,000 万円で前年度比 2.6 パーセントの減、国庫支出金は 17 億 5,869 万 7,000 円で前年度比 6.4 パーセントの減、県支出金は 7 億 3,646 万 6,000 円で前年度比 11.3 パーセントの減など、85 億 4,443 万 4,000 円を見込んでおります。

また、各種交付金等は、令和 8 年度税制改正などを踏まえて試算し、寄附金は、ふるさと納税を前年度同額の 10 億円と見込んでおります。

町債は 14 億 5,300 万円となっており、そのうち、過疎対策事業債 11 億 6,360 万円、辺地対策事業債 8,240 万円、公営住宅建設事業債 1 億 6,430 万円等を計画しております。

繰入金では、総額で 3 億 7,076 万 4,000 円となっており、財源不足を補うための財政調整基金から 3,233 万円、公債費充当のための減債基金から 8,700 万円のほか、基金の目的による各種事業に充当するため、地域活性化事業基金等の繰り入れを予定しております。

歳出では、義務的経費が、人件費で 18 億 2,824 万円、前年度比 0.4 パーセントの増、扶助費で 6 億 4,829 万 6,000 円、前年度比で 2.5 パーセントの減、公債費で 12 億 1,973 万円、前年度比 9.5 パーセントの減など、36 億 9,626 万 6,000 円を計画し、投資的経費は、普通建設事業費 19 億 9,733 万 9,000 円、前年度比 6.9 パーセントの増など、20 億 1,327 万 2,000 円を計上しております。

また、令和 8 年度末の一般会計に属する地方債現在高は、98 億 9,847 万 1,000 円の見込みとなっております。

次に、議案第 91 号、令和 8 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ 1,018 万円とするものでございます。

前年度比では、金額にして 70 万 6,000 円、率にして 6.5 パーセントの減額となっております。

内容につきましては、昨年度と同様の予算となっております。

次に、議案第 92 号、令和 8 年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ 14 億 8,446 万 7,000 円とするものでございます。

前年度比では、金額にして 733 万 7,000 円、率にして 0.5 パーセントの増額となっております。

内容につきましては、昨年度と同様の予算となっております。

次に、議案第 93 号、令和 8 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ 252 万 1,000 円とするものでございます。

前年度比では、金額にして 36 万 8,000 円、率にして 17.1 パーセントの増額となっております。

この増額の要因と致しましては、歳入の 4 款諸収入の貸付金元利収入の増額を見込んだことによるものでございます。

内容につきましては、昨年度と同様の予算となっております。

次に、議案第 94 号、令和 8 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ 16 億 1,505 万 4,000 円とするものでございます。

前年度比では、金額にして 6,621 万 1,000 円、率にして 3.9 パーセントの減額となっております。

この減額の主な要因は、保険給付費の減額によるものとなっております。

内容につきましては、昨年度と同様の予算となっております。

次に、議案第 95 号、令和 8 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ 2 億 8,012 万 4,000 円とするものでございます。

前年度比では、金額にして 1,319 万 9,000 円、率にして 4.9 パーセントの増額となっております。

この増額の主な要因は、歳入の後期高齢者医療保険料の増額、併せて、歳出の後期高齢者医療広域連合納付金の増額によるものでございます。

内容につきましては、昨年度と同様の予算となっております。

次に、議案第96号、令和8年度黒潮町国民健康保険直診特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ6,788万6,000円とするものでございます。

前年度比では、金額にして667万1,000円、率にして8.9パーセントの減となっております。

この減額の主な要因は、システム導入に係る委託料等が減額になったことによるものでございます。

内容につきましては、昨年度と同様の予算となっております。

次に、議案第97号、令和8年度黒潮町介護保険事業特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ17億6,707万7,000円とするものでございます。

前年度比では、金額にして6,133万6,000円、率にして3.4パーセントの減となっております。

この減額の主な要因は、保険給付費の減によるものでございます。

内容につきましては、昨年度と同様の予算となっております。

次に、議案第98号、令和8年度黒潮町介護サービス事業特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ2,319万5,000円とするものでございます。

前年度比では、金額にして534万9,000円、率にして29.9パーセントの増額となっております。

この増額の主な要因は、人件費の増によるものでございます。

内容につきましては、昨年度と同様の予算となっております。

次に、議案第99号、令和8年度黒潮町情報センター事業特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ1億1,376万9,000円とするものでございます。

前年度比では、金額にして238万2,000円、率にして2.1パーセントの減となっております。

この減額の主な要因は、光ネットワーク保守に係る保守料の減額に伴うものでございます。

内容につきましては、昨年度と同様の予算となっております。

次に、議案第100号、令和8年度黒潮町集落排水事業会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、収益的収入及び支出である第3条予算で、収入支出の総額をそれぞれ4,837万9,000円とするものでございます。

資本的収入及び支出である第4条予算は、施設の整備改良として将来の事業運営を行うための投資的予算でございますが、令和8年度の新たな設備投資は予定をしておらず、主な支出としまして企業債元金償還金2,858万9,000円を計上しております。

次に、議案第101号、令和8年度黒潮町水道事業会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、収益的収入及び支出である第3条予算で、収入の総額を3億2,055万円に、支出の総額を3億815万円とするものでございます。

3条予算におきましては、水道事業収益3億2,055万円に対し、水道事業費用が3億815万円となり、1,240万円のプラスとなっております。

要因と致しまして、営業外収益におきまして長期前受金戻入や消費税還付金が増加しており、一方費用におきましても営業外費用において企業債支払利息や消費税が増額となっておりますが、合計では収入の増加が上回ったことによるものでございます。

資本的収入及び支出である第4条予算では、施設の整備改良として、配水管布設替及び耐震化工事、送水ポンプ更新工事等を行うこととしております。

次に、議案第 102 号、黒潮町特別養護老人ホーム「かしま荘」に係る指定管理者の指定について説明させていただきます。

この施設に係る指定管理者の指定につきまして、黒潮町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第 5 条により、高知県四万十市古津賀 3742 番地 17、社会福祉法人黒潮福祉会理事長、竹本範彦（タケモトノリヒコ）を指定管理者候補として選定しましたので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間でございます。

次に、議案第 103 号、大方あかつき館、黒潮町立大方図書館及び黒潮町立佐賀図書館に係る指定管理者の指定について説明させていただきます。

この施設に係る指定管理者の指定につきまして、黒潮町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第 4 条により、高知県幡多郡黒潮町入野 6931 番地 3、特定非営利活動法人 NP0 あかつき理事長、武政登（タケマサノボル）を指定管理者候補として選定しましたので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間でございます。

次に、議案第 104 号、黒潮町林業総合センターに係る指定管理者の指定について説明させていただきます。

この施設に係る指定管理者の指定につきまして、黒潮町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第 5 条により、高知県幡多郡黒潮町熊井 346 番地 8、幡東森林組合代表理事組合長、堀孝（ホリタカシ）を指定管理者候補として選定しましたので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間でございます。

次に、議案第 105 号、黒潮町立漁村センター及びホエールウォッチングセンターに係る指定管理者の指定について説明させていただきます。

この施設に係る指定管理者の指定につきまして、黒潮町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第 5 条により、高知県高知市本町一丁目 6 番 21 号、高知県漁業協同組合代表理事組合長、澳本健也（オクモトケンヤ）を指定管理者候補として選定しましたので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間でございます。

次に、議案第 106 号、黒潮町立漁船漁業用作業保管施設に係る指定管理者の指定について説明させていただきます。

この施設に係る指定管理者の指定につきまして、黒潮町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第 5 条により、高知県高知市本町一丁目 6 番 21 号、高知県漁業協同組合代表理事組合長、澳本健也（オクモトケンヤ）を指定管理者候補として選定しましたので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間でございます。

次に、議案第 107 号、カツオのタタキづくり体験等交流施設に係る指定管理者の指定について説明させていただきます。

この施設に係る指定管理者の指定につきまして、黒潮町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第 4 条により、高知県高知市本町一丁目 6 番 21 号、高知県漁業協同組合代表理事組合長、澳本健也（オクモトケンヤ）を指定管理者候補として選定しましたので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の

議決を求めるものでございます。

なお、期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でございます。

次に、議案第108号、町道の路線認定について説明させていただきます。

この路線につきましては、町道湊川線沿いの土佐ユートピアカントリークラブ入口から今後整備される高規格道路の側道に接続するもので、本路線を鞭浮津線として町道に認定することにつきまして、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第109号、土地の取得について説明させていただきます。

浮津共同墓地公園造成地として、黒潮町浮鞭字丸山2858番地ほか8筆、面積7,841.79平方メートルを売買により719万1,514円で取得することにつきまして、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第110号、浮津共同墓地公園造成工事の請負契約の締結について説明させていただきます。

この工事につきましては、2月17日に指名競争入札を行い、落札業者が決定致しましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

この工事の契約目的は浮津墓地公園造成工事、契約の方法は指名競争入札で、契約金額が2億352万2,000円、契約の相手方は、高知県幡多郡黒潮町佐賀3022番地、かしま工業株式会社代表取締役、山本道明（やまもとみちあき）となっております。

最後に、議案第111号、黒潮町過疎地域持続的発展計画の策定について説明させていただきます。

この計画の策定につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、令和3年度に策定した黒潮町過疎地域持続的発展計画が令和8年3月末に期限を迎えることから、令和8年度から令和12年度までの5カ年の計画を新たに策定するもので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案説明は以上でございますが、この後、副町長ならびに関係課室長に補足説明をさせますので、適切なご決定を賜りますようお願い致します。

なお、議会最終日に教育委員の委員の任命についての議案を1件追加させていただく予定となっておりますので、併せてよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

総務課長。

総務課長（佐田 幸君）

それでは、議案第74号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例及び黒潮町国民健康保険拳ノ川診療所に勤務する医師の給与に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。

この条例案は、人事院勧告の趣旨に沿った国家公務員の給与法の改正に準拠し、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例及び黒潮町国民健康保険拳ノ川診療所に勤務する医師の給与に関する条例について、一括して改正するための条例案となっております。

第1条では、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例について、第2条では、黒潮町国民健康保険拳ノ川診療所に勤務する医師の給与に関する条例について、それぞれ改正するものでございます。

議案書は3ページをお願いします。条例案は4ページから、また、新旧対照表は参考資料の1ページから6ページにそれぞれ記載をしておりますので、ご参照ください。

それでは、主な改正内容について新旧対照表にてご説明させていただきます。

新旧対照表の1ページをお開きください。

第1条黒潮町一般職の職員の給与に関する条例では、一般職の職員の通勤手当について改正するもので、参考資料の1ページから3ページでは第13条第2項において、通勤手当を、最大片道100キロ以上で6万6,400円とするものでございます。

なお、これまで距離区分ごとに規定していた金額等につきましては、100キロ未満を細分化し、規則に規定することとなっております。

また、3ページ下段から5ページにかけての同条第5項の追加につきましては、駐車場等の要件のうち、職員が官公署周辺で駐車場を借りた場合に、月額5,000円を上限に通勤手当に上乗せすることを規定しております。

第6項以降は、第5項を追加したことにより、項ずれが生じたことを調整したものとなっております。

6ページの第2条黒潮町国民健康保険拳ノ川診療所に勤務する医師の給与に関する条例の改正では、国家公務員の給与法等の改正に倣い、拳ノ川診療所医師の初任給調整手当が第1種初任給調整手当と名称が変わりましたので、名称の改正をするものでございます。このことによる内容の変更はございません。

議案書4ページにお戻りください。

附則において施行日を定めており、令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第74号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（谷 純大君）

それでは、議案第75号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。議案書は6ページからになります。

主な改正理由は、令和6年6月に、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の公布により、新たに子ども・子育て支援金制度が創設されたことに伴う改正、及び、令和12年度からの県内保険料水準統一を見据え、この間の被保険者の負担軽減を目的に、資産割の廃止等による保険税率の見直しを行うことにより、条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正の主なものにつきまして新旧対照表にてご説明を致します。参考資料の7ページをお開きください。

8ページにかけての第2条第1項第1号、及び第4号につきましては、国民健康保険税の課税する区分について、子ども・子育て支援納付金に係る規定を加えたものです。

同条第2項から第4項では、資産割を廃止することに伴い、資産割の規定を削除するものです。

9ページにかけての同条第5項では、第1項第4号で規定した子ども・子育て支援納付金課税額についての規定を加えたものです。

10ページにかけての第3条から第5条では、基礎課税額についての所得割額の率の変更、資産割額の削除、均等割額及び平等割額の変更をそれぞれ改正するものです。

また、11ページにかけての第6条から第7条の3では、後期高齢者支援金等課税額について、12ページにかけての第8条から第9条の3にかけては、介護納付金課税被保険者に係るものについて、基礎課税額と同様に所得割額の率の変更、資産割の削除、均等割額及び平等割額の変更等を、第9条の4から第9条の6にかけては、子ども子育て支援納付金課税額の所得割額、及び均等割額についての規定を加えるものです。

12ページからの第23条では、国民健康保険税の減額について規定されており、13ページから15ページにかけての第1項第1号では7割軽減の、15ページから16ページにかけての第2号では5割軽減の、16ページか

ら 18 ページにかけての第 3 号では 2 割軽減の規定について、それぞれ見直しに応じた額に改正するものです。

18 ページから 19 ページにかけての第 2 項では、未就学児に係る減額について規定されており、第 1 号では基礎課税額の均等割額について、第 2 号では後期高齢者支援金等課税額の均等割額についてそれぞれ見直しに応じた額に改正し、19 ページの第 3 号で子ども・子育て支援納付金課税額の均等割額の減額規定を追加するものです。

20 ページの第 3 項第 7 号及び第 8 号では、出産被保険者に係る減額について、子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額及び均等割額の規定を加えるものです。

20 ページから 26 ページにかけての附則第 7 項、第 8 項及び第 10 項から第 17 項につきましては、第 9 条の 4 において子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額を追加規定したことにより、引用規定を加えたものです。

議案書の 10 ページにお戻りください。

附則において施行日を定めており、令和 8 年 4 月 1 日からの施行としております。

以上で、議案第 75 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（徳廣誠司君）

それでは、議案第 76 号、黒潮町道路及び附属物占用ならびに占用料徴収条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。議案書は 11 ページから、参考資料は 28 ページからになります。

今回の条例の一部改正につきましては、上位法であります道路法施行令の一部を改正する政令が令和 7 年 12 月 26 日に公布され、令和 8 年 4 月 1 日から施行されることとなり、道路占用料の額について、令和 6 年度に行われた固定資産税評価額の評価替えや地価に対する賃料の水準の変動等を踏まえ、占用料の額を見直すことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

参考資料、新旧対象表 28 ページをお開きください。傍線部分が改正となっております。

28 ページから 34 ページにかけまして、対象物に対する改正前後の金額及び率をそれぞれお示ししていますので、ご確認をお願いします。

34 ページをお開きください。

34 ページから 35 ページ備考欄上段の備考 1 により、円未満の端数があるときを繰上げから切上げとしております。

議案書の 12 ページにお戻りください。

附則におきまして、この条例は令和 8 年 4 月 1 日からの施行としております。

以上で、議案第 76 号、黒潮町道路及び附属物占用ならびに占用料徴収条例の一部を改正する条例についての補足説明を終わります。

続きまして、議案第 77 号、黒潮町営改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。議案書は 13 ページ、14 ページでございます。

条例改正の理由と致しましては、黒潮町営改良住宅の設置及び管理に関する条例第 10 条第 1 項において定められた家賃額の決定について、浜松改良住宅、横浜改良住宅の本年度完成分を追加するもので、本条例中の別表にある令和 6 年度を令和 7 年度に改めるものでございます。

それでは、改正箇所につきまして新旧対照表にてご説明致します。参考資料の 36 ページ下段から 37 ページをご覧ください。

別表にある浜松の項から横浜の項について、現行にある建設年度令和 4 年度から令和 6 年度から、改正後は、

年度を更新し令和4年度から令和7年度に下線部分を改めるものでございます。

議案書14ページにお戻りください。

附則において、この条例は令和8年4月1日から施行するとしております。

以上で、議案第77号、黒潮町営改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての補足説明を終わります。議案第76号と併せてご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは、議案第78号、黒潮町漁業振興基金条例及び黒潮町漁業振興基金判定委員会設置条例を廃止する条例についての補足説明をさせていただきます。議案書の15ページをお開きください。

本議案につきましては、黒潮町漁業振興基金条例の廃止とともに、関連する漁業振興基金判定委員会の設置条例につきましても、同様に廃止を行うものでございます。

本基金制度の廃止に伴う理由と致しましては、事業実施団体となる黒潮町活餌供給機能強化対策協議会の解散に伴うものであり、基金の主な繰り出し理由である、活餌供給機能強化対策協議会が実施する畜養イワシ活餌事業の終了による理由でございます。

なお、活餌供給機能強化対策協議会解散に伴う畜養イワシ活餌事業につきましては、高知県漁業協同組合において、本協議会における所有財産の移管も含め管理運営全般を引き継いだ上で、今後の取り組みを進めてまいります。

以上で議案第78号、の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは、議案79号、80号につきまして、一括して補足説明をさせていただきます。

まず、議案第79号、黒潮町教育研究所設置条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。議案書は17ページ、条例案は18ページ、新旧対照表は参考資料の38ページにそれぞれ記載していますので、ご参照をお願いします。

この条例の改正につきましては、黒潮町教育研究所の移転に伴い位置の変更を行うため町条例の一部改正が必要となりましたので、本議会に上程させていただいたものです。

それでは、改正の条文について、新旧対照表にてご説明をさせていただきます。参考資料の38ページをお開きください。

第2条第2号において、位置を黒潮町入野5893番地から黒潮町佐賀1080番地1に変更するものです。

議案書18ページにお戻りください。

附則におきまして、本条例の施行の日は公布の日から施行とするものです。

以上で、議案第79号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第80号、黒潮町地域子育て支援センター設置条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。議案書は19ページ、条例案は20ページ、新旧対照表は参考資料の39、40ページにそれぞれ記載していますので、ご参照をお願いします。

この条例の改正につきましては、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、令和8年度から全市町村で実施することとされた乳児等通園支援事業、こども誰でも通園制度を、当町では黒潮町地域子育て支

援センターで実施するため、その事業及び使用料について条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正の条文について、新旧対照表にてご説明をさせていただきます。資料の 39 ページをお開きください。

第 3 条につきましては、子育て支援センターで行う事業について定めております。

第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に、乳児等通園支援事業に関すること、の 1 号を加えるものです。

次に、第 4 条につきましては、利用者について定めております。

本事業につきましては、利用児童が住所地で認定を受けた後に、認定市町村が定める利用時間枠内で、町内または広域利用が可能な制度であることから、第 1 号の、町内に居住する、を削除するものです。

次に、第 5 条を第 6 条とし、第 4 条の次に、乳児等通園支援事業の使用料の 1 条を加えるものです。

第 1 項では、利用乳幼児の保護者は使用料を納付しなければならないことを定め、第 2 項では、利用乳幼児の 1 人 1 時間当たりの使用料を、40 ページにかけて各号の区分に応じて定めるものでございます。

議案書 20 ページにお戻りください。

附則におきまして、本条例の施行の日は令和 8 年 4 月 1 日から施行とするものです。

以上で、議案第 80 号の補足説明を終わります。議案第 79 号と併せて、ご審議のほどよろしくお願いを致します。

議長（中島一郎君）

ただ今、提案理由の説明中でございますけど、この際、10 時 35 分まで休憩致します。

休 憩 10 時 20 分

再 開 10 時 35 分

議長（中島一郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長。

副町長（西村康浩君）

それでは、議案第 81 号、及び議案第 82 号につきまして、補足説明をさせていただきます。

まず、議案第 81 号、専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度黒潮町一般会計補正予算）の補足説明をさせていただきます。議案書は 21 ページとなります。

一般会計予算書、専決第 5 号をご覧ください。

それでは、予算書の 1 ページをお開きください。

一般会計補正予算専決第 5 号は、既決の予算に、歳入歳出それぞれ 1,698 万 6,000 円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ 125 億 4,202 万 4,000 円とするものでございます。

詳細につきまして、まず、歳出の事項別明細書からご説明致します。

13 ページをお開きください。

この歳出は全て、衆議院議員選挙に係る執行経費となっておりまして、2 款 4 項 7 目、衆議院議員選挙費の 1 節報酬 393 万 1,000 円、2 節給料 5 万 5,000 円、3 節職員手当 542 万 5,000 円につきましては、選挙事務に係る人件費を計上し、7 節報償費から次の 14 ページ中段の 15 節原材料費までは、その他の事務的経費を計上しております。

歳出の説明は以上となります。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

12 ページの歳入の事項別明細書をご覧ください。

16 款県支出金 1,698 万 6,000 円の増額は、説明欄に記載がありますとおり衆議院議員選挙費委託金となっており、全額、歳出に対する歳入を見込んでいます。

歳入の説明は、以上となります。

これで、議案第 81 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 82 号、令和 7 年度黒潮町一般会計補正予算につきまして、補足説明を致します。議案書は 23 ページとなります。

一般会計予算書、補正第 8 号をご覧ください。

それでは、予算書の 1 ページをお開きください。

一般会計補正予算第 8 号は、既決の予算から歳入歳出それぞれ 1 億 637 万 6,000 円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ 124 億 3,564 万 8,000 円とするものでございます。

また、第 2 条で繰越明許費の追加及び変更を行い、第 3 条では、地方債の補正により限度額の変更を行っております。

全体的な概要で申し上げますと、それぞれの事業の入札減などや決算見込みによる減額補正が主なものでございますが、一部、国の補正予算の対応に伴う増額の補正を行っております。

これらの事業につきましては令和 7 年度で予算措置を行いますが、令和 8 年度に繰り越す事業となるため、繰越明許費補正にて、そのほかの繰越事業と一緒に提案をさせていただきます。

また、人件費につきましても、それぞれの目におきまして、決算見込みでの調整を行っております。

詳細につきまして、まず、歳出の事項別明細書から説明致します。

24 ページをお開きください。

主だったものにつきまして、説明をさせていただきます。

1 款議会費につきましては 5 万円を減額するもので、職員の人件費に係る決算見込みの調整によるものとなっております。

次に、2 款総務費につきましては、2,093 万 1,000 円を増額するものでございます。

まず、1 項総務管理費、1 目一般管理費 858 万 1,000 円の減額につきましては、人件費の減額が主なものとなっております。次の 25 ページ、2 目人事管理費 1,030 万円の減額につきましては、会計年度任用職員に係る職員手当や共済費等の減額によるものでございます。

次に、3 目財産管理費 242 万円の増額につきましては、14 節工事請負費、緑野地区法面修繕工事の追加となっております。

次に、同ページ中段から 26 ページ上段にかけての、5 目財政管理費 4 億 2,977 万 4,000 円の増額につきましては、24 節積立金で財政調整基金のほか、各種基金の利息収入やふるさと納税寄附金等を積み立てするための予算を計上しております。

次に、26 ページ中段から 27 ページにかけての、6 目企画費 3,400 万 7,000 円の減額につきましては、説明欄の事業における決算見込みによるものでございますが、12 節委託料のご当地 PR 及びふるさと納税支援業務委託（国補正）700 万円の増額につきましては、国の補正予算の対応によるものでございます。

国が補正を組んだ事業に係る事業費としまして、令和 7 年度予算に計上し、事業自体は令和 8 年度に繰り越すものとなっております。

その他、集落活動センターかきせ屋根等修繕工事設計監理業務委託 84 万 7,000 円の増額となっております。

また、14 節工事請負費の 548 万 9,000 円の増額は、集落活動センターかきせ屋根等修繕工事の追加ということとなっております。

次に、28 ページ。

11 目情報化推進費は、6,118 万 2,000 円の減額となっており、説明欄に記載のある事業の実績見込みによる減額等となっておりますが、12 節委託料におきましては、戸籍附票システム改修業務委託 297 万円を追加しております。

次に、同ページ下段、12 目国土調査費 2,900 万 8,000 円の減額につきましては、29 ページの 12 節委託料地籍調査業務委託 2,629 万 2,000 円の減額など、国の予算配分等により事業が縮小となったこと等によるものでございます。

次に、14 目ふるさと納税 2 億 5,253 万 2,000 円の減額につきましては、ふるさと納税寄附金の見込み額により減額等を行ったもので、それに伴い、30 ページ、12 節委託料等の関連予算も減額となっております。

次に、30 ページ下段の 2 項徴税費、1 目税務総務費 988 万 9,000 円の減額は、12 節委託料の固定資産評価替え委託等について、決算見込みにより減額したものととなっております。

次に、31 ページ。

3 項戸籍住民基本台帳費 575 万 2,000 円の減額につきましては、主に人件費の減額によるものでございます。

次に、32 ページ。

4 項選挙費 25 万 4,000 円の減額につきましては、各目におきまして減額及び財源の調整を行ったものでございます。

次に、32 ページ下段からの 5 項統計調査費 33 万円の増額につきましては、人件費の調整によるものでございます。

続きまして、33 ページ。

3 款民生費は、4,076 万 2,000 円を減額するものでございます。

33 ページから 34 ページの 1 項社会福祉費は、230 万 6,000 円の増額となっております。

1 目社会福祉総務費の 1,248 万 4,000 円の減額から、34 ページ、6 目町民館運営費 179 万円の減額につきましては、精算及び入札減による減額と、人件費及び特別会計への繰出金等、各事業の決算見込みによるものであり、34 ページの 7 目障害者自立支援費の 1,695 万円の増額につきましては、19 節扶助費、障害者自立支援給付費の実績見込みにより増額となったことによるものでございます。

次に、35 ページ。

2 項老人福祉費の 3,559 万 3,000 円の減額につきましては、精算及び特別会計への繰出金等、各事業の決算見込みによるものとなっており、12 節委託料の 150 万円、19 節扶助費の 104 万 6,000 円の減額、27 節繰出金の各種事業特別会計繰出金に係る 3,239 万 7,000 円の減額が主なものとなっております。

次に、36 ページ。

3 項児童福祉費の 747 万 5,000 円の減額につきましては、人件費の決算見込みによる減額が主なものとなっております。

次に、36 ページ下段からの 4 款衛生費は、2,760 万 4,000 円を減額するものでございます。

1 項保健衛生費の 2,621 万 1,000 円の減額につきましては、37 ページ、3 目予防費の予防接種委託 1,207 万 1,000 円の減額のほか、人件費や各事業の実績見込みによる減額となっております。

次に、39 ページ。

2 項清掃費 139 万 3,000 円の減額につきましても、各事業の決算見込みによる減額となっております。

次に、同ページ下段にあります 6 款農林水産業費は、6,114 万 9,000 円を減額するものでございます。

減額の主なものと致しましては、次の 40 ページから 43 ページ下段まで、説明欄に記載のある事業につきま

してそれぞれ、人件費及び各事業の決算見込み、各種補助事業の精算等によるものでございますが、41 ページ、3 目農業振興費の 18 節負担金補助及び交付金、サポート体制構築支援事業費補助金 2,150 万円の減額は、県からの補助金が事業者である農業公社へ直接補助されるようになったことにより減額するものでございます。

次に、43 ページ下段から 45 ページ中段までの 7 款商工費は、6,880 万 9,000 円を増額するものでございます。44 ページ。

2 目商工振興費 185 万円の増額、3 目観光費の 7,063 万 7,000 円を増額につきましては、12 節委託料や 18 節負担金補助及び交付金があります各事業につきまして、国の補正予算の対応により計上しており、事業自体は令和 8 年度に繰り越しの上、実施するものでございます。

次に、45 ページ下段、8 款土木費は、7,315 万 7,000 円を減額するものでございます。

46 ページ。

2 項道路橋梁費 561 万 8,000 円、そして 47 ページ、3 項河川費 251 万円、5 項都市計画費 759 万 7,000 円、48 ページ、6 項住宅費 5,715 万 1,000 円をそれぞれ減額しておりまして、この減額につきましては、人件費及び各事業の実績見込みによるものが主なものとなっておりますが、47 ページにあります、5 項都市計画費、2 目都市環境整備事業費の 12 節委託料、大規模盛土造成地二次スクリーニング計画策定業務委託 841 万 7,000 円の減額につきましては、当初予定しておりました錦野地区につきまして、補助等の状況から次年度対応としたことによるものでございます。

次に、48 ページ下段、9 款消防費は、160 万 6,000 円を減額するものでございます。

減額の主な要因と致しましては、1 項消防費の人件費及び事業費の決算見込みによるものでございます。

次に、50 ページ。

10 款教育費は、1,500 万 4,000 円を増額するものでございます。

1 項教育総務費 526 万 3,000 円の減額は、人件費、事業費の精算及び決算見込みによるものでございます。

次に、51 ページ。

2 項小学校費 1,965 万 1,000 円を増額は、12 節委託料、14 節工事請負費にございます、拳ノ川小学校と佐賀小学校のトイレ改修に係る経費、及び入野小学校玄関前待避所の改修に係る経費によるものでございます。

次に、52 ページ。

3 項中学校費、4 項社会教育費、そして 53 ページ、5 項保健体育費につきましても、それぞれ人件費、事業費の精算及び決算見込みによるものでございますが、5 項保健体育費の 18 節負担金補助及び交付金の 200 万円の増額は、アクアスロン大会補助金につきまして、国の補正予算の対応により追加しております。

次に、53 ページ下段の 11 款災害復旧費は、109 万 2,000 円を減額するものでございます。

この減額につきましては、54 ページ上段から中段に係る各種項目の決算見込みにより調整を行っております。

次に、12 款公債費、1 項公債費、2 目利子の 570 万円の減額につきましては、借り入れ利率の確定における不用額の調整によるものでございます。

歳出の説明は、以上でございます。

続きまして、歳入の事項別明細書を説明させていただきます。15 ページへお戻りください。

歳入につきましても、決算見込み及び各事業の増減に合わせ調整をしているところでございます。

主なものにつきまして、説明をさせていただきます。

1 款町税は、決算見込みにより、25 万 4,000 円を増額となっております。

増額の要因は、3 項軽自動車税の環境性能割、現年課税分の追加によるものでございます。

次に、3 款利子割交付金から、16 ページ下段の 9 款環境性能割交付金までの各種交付金につきましては、決

算見込みにより調整をしております。

次に、17 ページ。

11 款地方交付税の 1 億 696 万 3,000 円の増額につきましては、国の補正予算に係る財政措置による追加交付分を計上しているものでございます。

次に、13 款分担金及び負担金の 19 万円の減額につきましては、説明欄の事業における決算を見込み、減額の調整をしております。

次に、15 款国庫支出金の 1,503 万 2,000 円の増額につきましては、新しい地方経済生活環境創生交付金が補正予算として交付されること、及びその他説明欄にあります、歳出の各事業に伴う調整となっております。

次に、18 ページ中段、16 款県支出金 8,865 万 2,000 円の減額につきましても、歳出の各事業に伴う調整となっております。

次に、20 ページ。

17 款財産収入 2,340 万 2,000 円の増額につきましては、利息収入の決算見込みによるものでございます。

次に、同ページ下段、18 款寄附金 5 億円の減額につきましては、ふるさと納税寄附金の寄附採納額を決算見込みに合わせたものでございます。

次に、21 ページ。

19 款繰入金 3 億 5,293 万円の増額につきましては、それぞれ基金繰入金の増減額に合わせ、財政調整基金の増額により収支の調整を行っております。

次に、22 ページ。

21 款諸収入 514 万 5,000 円の減額につきましては、説明欄に記載のとおり各種事業の調整となっております。

次に、22 款町債は、2,680 万円の減額をするものでございます。事業名をそれぞれ説明欄に記載しておりますので、ご確認をお願いします。

歳入の説明は、以上でございます。

続きまして、9 ページの第 2 表繰越明許費補正をご覧ください。

今回、新たに追加する事業のうち、主なものを読み上げますと、2 款総務費、1 項総務管理費の町有地法面改修事業 1,189 万 1,000 円、4 款衛生費、1 項保健衛生費の脱炭素先行地域事業 5 億 4,960 万 4,000 円、2 項清掃費の黒潮町衛生センター真空ポンプ更新事業 715 万円、6 款農林水産業費、3 項水産業費の水産物共給基盤機能保全事業 600 万円。

次の 10 ページ、7 款商工費、1 項商工費の観光振興推進事業 3,715 万 3,000 円、スポーツツーリズム推進事業 2,286 万 1,000 円、9 款消防費、1 項消防費の木造住宅耐震事業 4,125 万 7,000 円、10 款教育費、2 項小学校費の小学校トイレ改修事業 1,640 万円など、34 件を追加して繰り越すこととしております。

また、変更につきましては 2 件の事業となっております。

次に、11 ページ、第 3 表地方債補正をご覧ください。

この補正は、それぞれの事業債の限度額をそれぞれ調整し、補正前の限度額 11 億 2,930 万円を、補正後は 11 億 250 万円とするもので、その他起債の方法、利率、償還の方法は、変更はありません。

なお、補正後の限度額は、先ほどの 22 ページの 22 款町債の計と同額となるものでございます。

以上で、議案第 82 号の補足説明を終わります。議案第 81 号、及び議案第 82 号につきまして、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは、議案第 83 号、令和 7 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算について補足説明を致します。議案書は 24 ページ、予算書は青色の表紙のものになります。

予算書の 1 ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出共に 176 万 4,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を 1,587 万 6,000 円とするものです。

補正の内容について説明致します。予算書の 7 ページ、歳入歳出事項別明細書の歳出の欄をご覧ください。

1 款 1 項 1 目 20 節、貸付金を 492 万円を減額し、588 万円としました。

貸付金減額の理由は、当初 1,080 万円の貸し付けを見込んでいましたが、新規貸与希望者が少なく、減額するものです。

続きまして、2 款 1 項 1 目 24 節、積立金を 668 万 4,000 円増額し、991 万 1,000 円としました。

増額の理由は、先ほどご説明致しました貸付金の減額に加え、奨学金の繰り上げ償還があったことによるものです。

予算書の 6 ページ、歳入歳出事項別明細書の歳入の欄をご覧ください。

3 款 1 項 1 目 1 節、貸付金戻入現年分を 84 万 5,000 円、貸付金戻入滞納繰越分を 109 万円増額し、4 款 1 項 1 目 1 節、基金繰入金を 17 万 1,000 円減額し、歳入歳出額の予算調整を致しました。

以上、議案第 83 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いを致します。

議長（中島一郎君）

総務課長。

総務課長（佐田 幸君）

それでは、議案第 84 号、令和 7 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算につきまして補足説明をさせていただきます。議案書は 25 ページ、サーモンピンクの予算書をお願いします。

予算書の 1 ページをお開きください。

この補正予算は、既決の予算から歳入歳出それぞれ 4,388 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 15 億 1,188 万 3,000 円とするものでございます。

補正の主な理由は、実績見込みの減額によるものでございます。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。7 ページの歳出事項別明細書をお開きください。

1 款 1 項 1 目、給与等集中処理費、2 節の給料 1,567 万円の減額につきましては、今年度の中途退職者や休職者等の給料の実績見込みによる不用額の減額でございます。

3 節の職員手当 2,251 万 5,000 円の減額につきましても同様に、一般職の期末勤勉手当や各種手当、一般職児童手当等の実績見込みによる減額となっております。

4 節の共済費 570 万円の減額につきましても同様に、実績見込みによる各項目についての減額となっております。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。予算書の 6 ページにお戻りください。

1 款 1 項 1 目、諸収入の 1 節給与等振替収入につきましては、歳出額と同額となる 4,388 万 5,000 円の減額をするものでございます。

以上で、議案第 84 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いを致します。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（谷 純大君）

それでは、議案第 85 号、及び議案第 86 号について、一括して補足説明をさせていただきます。

まず、議案第 85 号、令和 7 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について補足説明をさせていただきます。

議案書は 26 ページ、また、予算書につきましては黄色の予算書をお願いします。

予算書の 1 ページをお開きください。

この補正予算は、既決の予算から歳入歳出それぞれ 4,240 万 5,000 円を減額し、総額をそれぞれ 16 億 7,188 万 8,000 円とするものでございます。補正の主な理由は、保険給付費の減額によるものでございます。

詳細につきまして、歳出からご説明させていただきます。予算書の 11 ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目、総務管理費の 380 万円の減額につきましては、2 節、3 節、4 節の人件費について減額調整をするものです。

2 款 1 項 1 目、一般被保険者療養給付費、18 節負担金補助及び交付金におきましては、医療費の実績見込みにより 4,000 万円の減額をしております。

12 ページの 7 款 1 項 5 目、保険給付費等交付金償還金の 13 万 2,000 円の増額は、令和 6 年度の保険者努力支援交付金に返還が生じたので、増額しております。

また、2 項 1 目、直営診療施設勘定繰出金の 126 万円の増額は、令和 7 年度の特別調整交付金の申請額の増額に伴い、直診会計への繰出金を増額したものでございます。

続きまして、歳入をご説明致します。予算書 8 ページにお戻りください。

1 款 1 項 1 目、一般被保険者国民健康保険税では、1 節から 6 節の現年課税分及び滞納繰越分について、調定見込みにより 726 万 3,000 円の増額をしております。

9 ページにかけての 4 款 1 項 1 目、県支出金の保険給付費等交付金では、1 節普通交付金として、歳出の 2 款で減額した 4,000 万円と同額を減額するものです。

9 ページから 10 ページにかけての 6 款 1 項 1 目、一般会計繰入金では、節ごとの町負担分を精査し増減した結果、945 万 4,000 円の減となったものでございます。

2 項 1 目、財政調整基金繰入金の 21 万 4,000 円の減額につきましては、収支調整のための減額となっております。

以上で、議案第 85 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 86 号、令和 7 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算について補足説明をさせていただきます。議案書は 27 ページです。また、予算書につきましては水色の予算書をお願い致します。

予算書の 1 ページをお開きください。

この補正予算は、既決の予算より歳入歳出それぞれ 34 万円を増額し、総額をそれぞれ 2 億 6,750 万 5,000 円とするものでございます。

補正の主な理由は、負担金の増額に伴う一般会計繰入金等の増額によるものでございます。

詳細につきまして、まず、歳出から説明させていただきます。7 ページの歳出の事項別明細書をお開きください。

1 款 1 項 1 目、一般管理費は、18 節負担金補助及び交付金の後期高齢者健康診査について、実績見込みにより 34 万円を増額するものです。

続きまして、歳入の説明を致します。予算書 6 ページにお戻りください。

3 款 1 項 1 目、事務費繰入金の 34 万円の増額は、歳出で負担金が増額となったことに合わせて、繰入金を増

額して調整するものでございます。

以上で、議案第 86 号の補足説明を終わります。議案第 85 号と併せまして、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

地域住民課長。

地域住民課長（河村美智子君）

それでは、議案第 87 号、令和 7 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算について補足説明をさせていただきます。議案書は 28 ページ、予算書につきましては薄いピンク色の予算書をお願い致します。

1 ページをお開きください。

この補正予算につきましては、直診の拳ノ川診療所の運営に係る予算であり、歳入と歳出予算をそれぞれ 192 万 4,000 円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 7,412 万 3,000 円とするものでございます。

まず、歳出についてご説明させていただきます。7 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項 1 目の一般管理費の 157 万 4,000 円の減額は、拳ノ川診療所に勤務する一般職職員の 3 節職員手当、4 節共済費を、全て実績見込みにより総額 19 万円を減額し、12 節委託料において、電子カルテ保守業務の実績、及び澤田医師不在時の代診委託の実績見込みにより 138 万 4,000 円を減額するものです。

次に、2 款医業費、1 項 1 目、医療用機械器具費の 13 節使用料及び賃借料 35 万円の減額につきましては、在宅酸素利用の実績によるものです。

次に、歳入について説明を致します。予算書の 6 ページをご覧ください。

2 款使用料及び手数料、1 項 1 目の文書料 2 万円の減額は、主治医意見書の発行件数の実績によるものです。

次に、5 款繰入金です。

まず、下段の 3 項 1 目の事業勘定繰入金をご覧ください。

拳ノ川診療所の運営状況の結果、県からの調整交付金が増え、国保特別会計から入るべき地直営診療所運営費が 126 万円増額しており、これら歳入歳出の収支の調整を図るため、上段の 1 項 1 目で一般会計から繰り入れる一般会計繰入金を 307 万 4,000 円減額し、双方を相殺して 181 万 4,000 円を減額するものです。

次に、7 款諸収入です。

2 項 1 目の雑入、9 万円の減額につきましては、宿毛市と津野町から代診委託を受け澤田医師を派遣している日数の実績により、委託料を減額するものです。

議案第 87 号の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは、議案第 88 号、議案第 89 号について、補足説明をさせていただきます。

まず、議案第 88 号の令和 7 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について補足説明をさせていただきます。議案書は 29 ページ、オレンジ色の予算書をお願い致します。

予算書 1 ページをお開きください。

この補正予算は、既決の予算から歳入歳出それぞれ 2 億 2,086 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 17 億 2,228 万 9,000 円とするものです。

補正の主な理由は、これまでの各事業に係る歳出額の実績から見込額の調整を行ったことによるものです。

まず、歳出から説明させていただきます。11 ページの歳出事項別明細書をお開きください。

1 款総務費の 1 項 1 目、一般管理費につきましては、介護保険係の職員の人件費について、これまでの実績及び見込み額を調整しており、総額で 555 万円の減額となっております。

12 ページにかけての 2 款保険給付費につきましては、これまでの実績から見込み額の調整を行い、1 項介護サービス等諸費では 1 億 8,500 万円の減額を、また、2 項介護予防サービス等諸費では 500 万円の減額を、12 ページの 4 項 1 目、高額介護サービス費では 300 万円の減額を行い、6 項特定入所者介護サービス等費では 2,000 万円の減額を行っています。

2 款では、総額で 2 億 1,300 万円の減額を行っています。

13 ページの 3 款地域支援事業費につきましても、これまでの各事業の実績から見込み額の調整を行っております。

1 項 2 目、介護予防生活支援サービス事業費（第 1 号、介護予防支援事業費）では、12 節委託料におきまして介護予防ケアプラン作成委託を実績に基づき 9 万円の減額を行っています。

2 項 1 目、一般介護予防事業費では、7 節報償費につきまして、実績に基づき 7 万円の減額を行っています。

14 ページにかけての 3 項包括的支援事業任意事業費では、4 目、5 目、7 目、8 目において、それぞれの事業の実績から見込み額の調整を行い、全体で 99 万 8,000 円の減額を行い、3 款では総額で 115 万 8,000 円の減額を行っています。

続きまして、4 款 1 項 1 目、保健福祉事業費では、18 節負担金補助及び交付金において、実績に基づき高齢者補聴器購入費補助金について 100 万円の減額を行っています。

15 ページにかけての 7 款繰支出金では、2 項 1 目、他会計繰入金につきましては、一般会計で実施しています重層的支援体制整備事業の中の生活支援体制整備事業の実績見込み額の減により 15 万 3,000 円の減額となっております。

続きまして、歳入の説明を致します。予算書 8 ページにお戻りください。

歳入予算の補正につきましては、歳出見込み額の調整により、それぞれの負担割合に応じた歳入予算の財源の調整を行っております。

1 款保険料につきましては、230 万円の減額により、保険料全体の歳入予算額を 2 億 7,426 万 2,000 円に調整しております。

3 款国庫支出金につきましては、1 項国庫負担金において 4,170 万 2,000 円の減額を行い、2 項国庫補助金では、1 目の調整交付金で 1,816 万 2,000 円の減額を、2 目の地域支援事業交付金のうち介護予防日常生活支援総合事業では 2 万 7,000 円の減額、3 目の総合事業以外につきましても 38 万 4,000 円の減額を行ったことで、3 款全体では 6,027 万 5,000 円の減額調整となっております。

以下同様に、9 ページにかけての 4 款支払基金交付金は、5,755 万 2,000 円の減額調整を、また、5 款県支出金は 2,772 万 7,000 円の減額調整をしております。

10 ページにかけての 7 款繰入金につきましては、1 項一般会計繰入金及び 10 ページの 2 項基金繰入金で、それぞれに歳出額との調整を行い、7,300 万 7,000 円を減額、繰入金全体の額を 2 億 8,352 万 3,000 円に調整をしております。

以上で、議案第 88 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 89 号の令和 7 年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算について補足説明をさせていただきます。議案書は 30 ページ、薄だいたい色の予算書をお願い致します。

1 ページをお開きください。

この補正予算は、既決の予算から歳入歳出それぞれ 28 万 3,000 円を減額し、総額を 2,287 万 3,000 円とする

ものです。

補正の主な理由は、これまでの実績により見込額の調整を行ったことによるものです。

まず、歳出から説明させていただきます。7ページの歳出事項別明細書をお開きください。

1款1項1目、一般管理費の3節職員手当の18万円の増額につきましては、地域包括支援センターに勤務する職員の通勤手当や時間外勤務手当について、それぞれ実績に応じ調整したものとなっております。

12節委託料の46万3,000円の減額につきましては、居宅介護支援事業所に介護予防サービス計画を委託する予定でしたが、事業所側に委託を受けるだけの余裕がないため、委託がかなわず、実績により減額したものとなっております。

続きまして、歳入の説明を致します。予算書6ページにお戻りください。

2款1項1目の一般会計繰入金につきましては、歳出見込み額の総額に合わせて歳入全体を調整し、28万3,000円の減額を行っております。

以上で、議案第89号の補足説明を終わります。議案第88号と併せて、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（中島一郎君）

副町長。

副町長（西村康浩君）

それでは、議案第90号、令和8年度黒潮町一般会計予算につきまして補足説明を致します。議案書は31ページとなります。予算書は白色となりまして、一般会計予算書をご覧ください。

予算書の1ページをお開きください。

令和8年度の当初予算につきましては、第1条で、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ112億9,000万円と定めております。

前年度当初予算と比較致しまして3パーセント、金額にしまして3億5,000万円の減額となっております。

また、第2条では債務負担行為を、第3条では地方債を、第4条では一時借入金の最高額を15億円と定めております。

そして、第5条では、歳出予算の流用を定めております。

詳細につきましては、まず、歳出の事項別明細書からご説明致します。主だったものを説明させていただきます。

44ページをお開きください。

まず、1款議会費は7,297万2,000円で、前年度比5.6パーセント、384万8,000円の増額となっております。

例年同様の内容による予算となっており、増額の要因は職員の異動によるもので、給料手当等に係る人件費の増が主なものでございます。

次に、45ページ下段、2款総務費は21億7,602万7,000円で、前年度比9.9パーセント、2億3,782万1,000円の減額となっております。

まず、1項総務管理費、1目一般管理費は4億8,859万4,000円となっており、1,388万6,000円の減額となっております。

例年同様の内容による予算となっており、減額の要因は、業務整理等によつての人員の減による人件費の減、旅費や需用費、役務費の見直しが主なものでございます。

新たな予算計上と致しましては、45ページ、1節報酬では、特別職報酬等審議会の開催のため5万7,000円を計上し、48ページ、12節委託料では、県の電子入札システムの共同利用の費用として385万円を計上しております。

次に、49 ページ。

2 目人事管理費は1 億 3,004 万 8,000 円となっております。

例年同様の内容による予算となっておりますが、人件費につきまして、会計年度任用職員の総数は減っているものの、給与改定によるベースアップにより人件費総額の増となっております。

また、12 節委託料では、法改正に伴い規程等を整備するため、旅費法例規整備支援業務委託、そしてカスタマーハラスメント防止規程整備支援業務委託を新たに計上しております。

次に、50 ページ。

3 目財産管理費は1 億 2,049 万 8,000 円となっております。本庁舎及び支所等、施設管理に関する予算が、その多くを占めております。

51 ページ。

13 節使用料及び賃借料の自動車 408 万 2,000 円は、EV 自動車 10 台分を含む公用車リース料となっております。

次に、52 ページ。

5 目財政管理費は101 万 8,000 円となっており、前年度比 9,457 万 2,000 円の減となっております。

令和 7 年度は、教育振興施設整備事業費交付金 9,457 万 3,000 円を施設整備の償還に充当するため減債基金に積み立てましたが、今年度はそれがいないため減額となっております。

次に、6 目企画費は3 億 194 万 7,000 円となっており、前年度比 2,799 万円の増額となっております。ふるさと納税に係る委託料が、増額の主要因となっております。

1 節報酬には、移住相談員 2 人分 233 万円、地域おこし協力隊 4 人分 683 万 5,000 円、集落支援員 4 人分 822 万 5,000 円、54 ページの 12 節委託料には、ふるさと納税額の増額を目指した取り組みを推進するため、ご当地 PR 及びふるさと納税支援業務委託 5,350 万円を計上するとともに、公設塾運営業務委託 667 万 8,000 円、大方高校女子サッカー指導者派遣委託 537 万 6,000 円、55 ページにあります、教育振興交流支援施設に係る調理委託 647 万 1,000 円、及び 14 節工事請負費駐輪場増築工事 332 万 2,000 円を計上し、55 ページ下段から 57 ページの 18 節負担金補助及び交付金には、公共交通に関する補助金のほか、住宅の新築促進及び空き家の活用促進のため、住宅改修促進事業費補助金 350 万円、中古住宅除却住宅新築支援事業費奨励金 260 万円、黒潮町空き家財道具等処分支援事業費補助金 90 万円などの予算を計上しております。

次に、57 ページ。

8 目広報費は585 万 4,000 円となっており、前年度比 506 万円の減額となっております。

これまで計上してきました情報発信等に係る予算は、6 目企画費のご当地 PR 及びふるさと納税支援業務委託の中で取り組むこととしたことにより、減額となっております。

12 節委託料には、新たに広報取材業務委託 114 万 4,000 円を計上しており、これは各種行事等の取材を外部へ委託するものでございます。

次に、9 目交通安全対策費につきましては、例年同様の内容による予算となっております。

次に、58 ページ下段から 59 ページの 10 目諸費につきましては、前年度比 635 万円の増額となっており、増額の要因は、18 節負担金補助及び交付金におきまして、防犯灯設置補助金 820 万 9,000 円の計上によるものでございます。これは、町内の防犯灯を蛍光灯等から LED 灯への交換を町が 3 カ年かけて実施するもので、令和 8 年度は佐賀地域を予定しております。

次に、59 ページ。

11 目情報化推進費は3 億 7,622 万 8,000 円となっており、前年度比 1 億 4,544 万 8,000 円の減額となってお

ります。

主に情報システムに係る経費の予算が計上されており、減額の主な要因は、12 節委託料の自治体情報システムの標準化共通化システム改修が完了したこと等によるものでございます。

そのほか、主だったものでは、62 ページ、13 節使用料及び賃借料では、システムソフトウェア使用料 1 億 8,675 万 9,000 円を、14 節工事請負費では、伝送路移転等工事 528 万円を計上しております。

また、27 節繰出金では、情報センター事業特別会計繰出金 3,775 万 3,000 円を計上しております。

次に、12 目国土調査費は 9,514 万 5,000 円となっております。

地籍調査は、計画に基づき実施しており、64 ページ上段、12 節委託料地籍調査業務委託 6,966 万 9,000 円は、拳ノ川地区及び馬荷地区分を計上しております。

次に、14 目ふるさと納税は 5 億 198 万 5,000 円を計上しており、寄附金 10 億円に対応するものでございます。

ふるさと納税の増額を目指し、65 ページ、12 節委託料ご当地 PR 及びふるさと納税支援業務委託 1,100 万円を計上しております。

次に、16 目物価高騰対応重点支援事業費 266 万 9,000 円は、令和 7 年度に実施しております物価高騰対策臨時定額給付金につきまして、基準日判定により給付漏れした令和 8 年 1 月 2 日から 3 月 31 日までに出生した者、及び転入した者へ対する給付予算となっており、18 節負担金補助及び交付金、物価高騰対策臨時定額給付金（追加給付）130 人分 260 万円を計上しております。

次に、同ページ下段、2 項徴税費は 7,531 万 3,000 円となっております。例年同様の内容による予算計上となっておりますが、次の 66 ページ、12 節委託料のうち固定資産評価替え委託 958 万 1,000 円につきましては、令和 9 年度評価替えのための作業委託となっております。

次に、68 ページ。

3 項戸籍住民基本台帳費は、例年同様の内容による予算計上となっております。

次に、69 ページ下段の 4 項選挙費は 992 万 8,000 円となっております。

70 ページ、3 目黒潮町議会議員選挙費 82 万 9,000 円、71 ページ、4 目高知県議会議員選挙費 851 万 5,000 円は、執行経費となる予算を計上しております。

次に、72 ページ。

5 項統計調査費は 546 万円となっており、経済センサスに係る経費の予算を計上しております。

次に、6 項監査委員費は、例年同様の内容による予算計上となっております。

続きまして、73 ページ。

3 款民生費は 24 億 4,718 万円で、前年度比 0.6 パーセント、1,358 万円の増額となっております。

同ページ、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費は 4 億 2,641 万 2,000 円となっており、内容は、ほぼ昨年と同様となっております。

75 ページ。

12 節委託料は、主に黒潮町社会福祉協議会、NPO しいのみへの委託業務となっており、主だったものと致しまして、あったかふれあいセンター事業委託 6 カ所分 9,388 万円、権利擁護センター事業委託 1,009 万 5,000 円、地域活動支援センター機能強化事業委託 1,357 万 5,000 円などを計上しております。

76 ページ。

14 節工事請負費では、横浜地区の慰霊碑の改修整備のため 270 万円を計上し、18 節負担金補助及び交付金では、黒潮町社会福祉協議会補助金 2,012 万 8,000 円を計上しております。

また、27 節繰出金では、国民健康保険事業特別会計繰出金 1 億 5,998 万 5,000 円を計上しております。

次に、77 ページ。

2 目身体障害者援護費及び 3 目精神障害者援護費につきましては、昨年同様の補助交付金や扶助費などを計上しております。

次に、78 ページ。

4 目国民年金費、6 目町民館運営費、そして 81 ページ、7 目障害者自立支援費につきましては、昨年同様の事業に対する予算を計上しております。

次に、82 ページ下段からの 2 項老人福祉費は 6 億 8,373 万 9,000 円となっており、内容はほぼ昨年と同様となっております。

主な事業と致しまして、85 ページ、18 節負担金補助及び交付金では、後期高齢者医療広域連合医療給付負担金 2 億 354 万 5,000 円、そして、中山間地域へ参入する事業者への補助として、中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金 630 万 8,000 円を計上し、19 節扶助費では、住宅改造支援事業 3 件分 199 万 8,000 円などを計上しております。

また、86 ページ、27 節繰出金では、介護保険事業特別会計繰出金 2 億 9,733 万 9,000 円、介護サービス事業特別会計繰出金 2,071 万 5,000 円、後期高齢者医療保険事業特別会計繰出金 9,237 万 7,000 円の予算を計上しております。

次に、同ページ、3 項児童福祉費は 8 億 7,280 万 4,000 円となっております。

1 目児童福祉総務費は 2,005 万円となっており、昨年同様の事業に対する予算を計上しております。

次に、88 ページ。

2 目児童措置費は 3 億 4,152 万 8,000 円となっており、主なものと致しまして、18 節負担金補助及び交付金では、施設型保育給付 2 億 51 万 5,000 円、19 節扶助費では、児童手当 1 億 4,071 万円の予算を計上しております。

次に、3 目児童福祉施設費は 4 億 8,478 万 8,000 円となっており、主なものと致しまして、90 ページ、12 節委託料では、大方中央保育所給食調理委託 1,865 万 2,000 円を、14 節工事請負費では、大方中央保育所厨房床修繕のため 87 万 9,000 円を計上しております。

次に、91 ページ。

4 目児童館運営費につきましては、昨年同様の事業に対する予算を計上しており、主なものと致しまして、92 ページ、12 節委託料では、大方児童館運営委託 1,418 万 2,000 円、佐賀児童館運営委託 968 万 9,000 円を計上しております。

続きまして、92 ページ下段からの 4 款衛生費は 25 億 7,967 万 1,000 円で、前年度比 6.7 パーセント、1 億 6,260 万 5,000 円の増額となっております。

増額の主な要因は、黒潮町衛生センター長寿寿命化工事によるものでございます。

93 ページ。

1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費は、ほぼ昨年同様の事業に対する予算を計上しておりますが、94 ページ、17 節備品購入費におきまして、災害時等の緊急用に酸素調節器、ボンベスタンド等の酸素ボンベ一式を備え付けるため酸素共有体制整備備品 263 万 8,000 円を計上しております。

次に、95 ページ。

2 目保健事業費につきましても、昨年同様の事業に対する予算を計上しておりますが、96 ページ、12 節委託料におきまして、健康増進計画策定のため健康増進計画策定支援業務委託 122 万 1,000 円を計上しております。

次に、97 ページ、3 目予防費、4 目母子保健費、99 ページ、5 目保健センター費につきましては、昨年同様の事業に対する予算を計上しております。

次に、100 ページからの 6 目環境衛生費 5,694 万 4,000 円につきましては、令和 7 年度予算から浮津墓地造成工事費等の計上が減少したため大きく減額となっており、令和 8 年度は、その墓地整備に係る予算と致しまして、101 ページ、12 節委託料、浮津共同墓地造成工事発注者支援業務委託 712 万 8,000 円を計上しております。

また、102 ページ、27 節繰出金では、水道事業会計繰出金 3,084 万円を計上しております。

次に、7 目診療所費は 5,277 万 6,000 円となっており、これまで同様の事業に対する予算を計上しており、103 ページ、27 節繰出金では、国民健康保険直診特別会計繰出金 4,504 万 9,000 円を計上しております。

次に、同ページ、10 目脱炭素対策費 7 億 6,291 万円におきまして、昨年度と同様の内容の予算となっており、主なものと致しましては、脱炭素カーボンニュートラルを推進するため、1 節報酬において、脱炭素カルテ訪問員 4 名 896 万 2,000 円、18 節負担金補助及び交付金では、太陽光発電施設設置補助金 1 億 3,352 万 5,000 円、104 ページの省エネ家電買替補助金 6,757 万 2,000 円、新エネルギー会社補助金 5 億 2,864 万 1,000 円、蓄電池等設置補助金 2,000 万円を計上しております。

次に、同ページ、2 項清掃費は 15 億 3,172 万 6,000 円となっており、前年度比 5 億 3,421 万 4,000 円の増額となっております。

令和 6 年度より着工しております黒潮町衛生センター長寿命化工事が、増額の主な要因となっております。

1 目清掃総務費、2 目塵芥処理費につきましては、昨年同様の事業に対する予算を計上しております。

105 ページ。

3 目し尿処理費につきましては、106 ページの 12 節委託料では、黒潮町衛生センター長寿命化工事施工監理委託 1,681 万 8,000 円、14 節工事請負費では、黒潮町衛生センター長寿命化工事 10 億 2,837 万 1,000 円を計上しております。

続きまして、107 ページ。

5 款労働費は 609 万 3,000 円で、令和 7 年度と同額予算となっております。

昨年同様の予算内容となっており、バス登録運転手に係る人件費の予算を計上しております。

次に、6 款農林水産業費は 5 億 2,441 万 1,000 円で、前年度比 1.5 パーセント、793 万 2,000 円の減額となっております。

1 項農業費、1 目農業委員会費、109 ページ、2 目農業総務費につきましては、昨年同様の事業に対する予算を計上しております。

次に、3 目農業振興費では、ほぼ昨年同様の事業に対する予算を計上しておりますが、111 ページ、18 節負担金補助及び交付金におきまして、持続可能な水田農業の確立に向けた取り組みを支援するため、こうち強くしなやかな水田農業づくり支援事業費補助金 1,400 万円を新たに計上しております。

また、農業の振興を図るための主な事業としまして、園芸用ハウス整備事業費補助金 1,860 万円等を計上し、新規就農者支援事業と致しまして、112 ページにあります、新規就農者育成対策事業経営開始資金 907 万 5,000 円、新規就農者育成総合対策事業経営発展支援事業 748 万 2,000 円、サポート体制構築支援事業費補助金 2,565 万円などの予算を計上しております。

次に、同 112 ページ。

4 目畜産業費では、14 節工事請負費としまして、非常用自家発電機切替器を取り付けるため、畜産団地施設改修工事 650 万円を計上し、18 節負担金補助及び交付金では、四万十市新食肉センター整備費負担金 550 万

7,000 円を計上しております。

次に、113 ページ。

5 目農地費では、昨年同様の事業に対する予算を計上しておりますが、主なものと致しまして、114 ページ、18 節負担金補助及び交付金では、市野瀬地区、加持地区での県営圃場（ほじょう）整備の土地改良事業負担金 1,400 万円、そして、多面的機能支払交付金 2,618 万 6,000 円を計上し、27 節繰出金では、集落排水事業会計繰出金のうち農業集落排水分 4,081 万 6,000 円を計上しております。

次に、6 目地域農業整備事業費では、12 節委託料におきまして、市野瀬地区の用水路整備のため農地耕作条件改善事業測量設計委託 1,000 万円を新たに計上しており、18 節負担金補助及び交付金では、早咲地区、加持地区での農業用水の確保等のため、県営農地耕作条件改善事業負担金 990 万円を計上しております。

次に、115 ページ。

2 項林業費、2 目林業振興費では、昨年同様の事業に対する予算を計上しておりますが、主なものと致しまして、116 ページ、12 節委託料におきまして、入野松原及び出口地区松原における維持管理などのため、森林病虫害等防除事業委託（地上散布）297 万 9,000 円、森林病虫害等防除事業委託（伐倒駆除）86 万 6,000 円、入野松原松苗植樹業務委託 120 万 7,000 円などを計上し、117 ページ、18 節負担金補助及び交付金には、町産材の利用促進のための町産材利用促進事業費補助金 600 万円、造林事業などに係る黒潮町森林環境保全整備事業費補助金 784 万円などを計上しております。

次に、118 ページ。

3 目林道維持費は、昨年同様の事業に対する予算を計上しております。

次に、同ページの 3 項水産業費は 8,651 万 2,000 円となっており、前年度比 1,544 万 7,000 円の減額となっております。

1 目水産業総務費は、昨年同様の事業に対する予算を計上しております。

120 ページ。

2 目水産業振興費も昨年同様の事業に対する予算を計上しておりますが、主なものと致しまして、14 節工事請負費では、佐賀地区漁業集落環境整備工事 1,700 万円、121 ページ、18 節負担金補助及び交付金では、種子島周辺対策事業補助金 511 万 5,000 円、種苗放流事業の資源管理型漁業推進事業補助金 291 万 8,000 円、新規就業者の支援と致しまして、新規漁業就業者支援事業補助金 350 万円などを計上しております。

次に、3 目漁港漁場整備事業費は、入野漁港の補修工事に関する事前調査が終了し、例年同様の事業に対する予算を計上しております。

次に、122 ページ。

4 目漁港施設維持費、123 ページの 5 目海岸建設費につきましては、昨年同様の事業に対する予算を計上しております。

続きまして、同 123 ページ。

7 款商工費は 1 億 4,649 万 2,000 円で、前年度比 39.6 パーセント、9,593 万 6,000 円の減額となっております。

減額の主な要因は、国の補正に伴い恋人の聖地事業の対象となる各種事業の前倒しにより、令和 7 年度予算となったためでございます。

1 項商工費、1 目商工総務費は、昨年同様の内容による予算計上となっております。

124 ページ。

2 目商工振興費は、昨年同様の事業に対する予算を計上しておりますが、主なものと致しまして、125 ページ、

18 節負担金補助及び交付金では、道の駅予定地の上川口地区における用地測量負担金として用地測量調査負担金 2,029 万 6,000 円、そして、地域密着型の起業や新規事業を支援するローカル 10000 プロジェクトへの申し込みに係る地域経済循環創造事業補助金 1,619 万円などを計上しております。

次に、125 ページ下段からの 3 目観光費では、基本、昨年同様の事業に対する予算を計上しております。

主なものと致しまして、126 ページ、12 節委託料では、観光事業促進のため NP0 砂浜美術館への委託としまして、スポーツツーリズム誘客促進事業委託 577 万 6,000 円を計上しておりますが、12 節委託料におきまして、入野海水浴場業務委託、観光振興事業業務委託、浮津海水浴場業務委託、観光 PR 業務委託、スポーツ活用型地域づくり事業委託、黒潮町観光推進業務委託、そして、18 節負担金補助及び交付金では、恋人の聖地プロジェクト負担金が、国の補正に伴い恋人の聖地事業に係る事業として前倒しし、令和 7 年度予算となっております。

次に、127 ページ。

4 目産業推進費は、例年同様の事業に対する予算を計上しておりますが、128 ページ、12 節委託料の地場産品商社機能拡充業務委託 1,251 万 6,000 円は、黒潮町缶詰製作所が独自に持つ販路先やバイヤー等の人脈を用いて、地場産品の営業活動を強化するための増額予算となっております。

次に、同 128 ページ。

8 款土木費は 8 億 9,115 万 2,000 円で、前年度比 8.1 パーセント、7,810 万 5,000 円の減額となっております。

1 項土木管理費、1 目土木総務費は、予算の増減はあるものの例年どおりの内容による予算計上となっております。

次に、131 ページ。

2 項道路橋梁費、1 目道路橋梁維持費では、132 ページ、14 節工事請負費におきまして、町道維持管理工事 4,500 万円を計上し、同 132 ページ下段、2 目道路新設改良費では、134 ページ、12 節委託料におきまして、社会資本整備事業測量設計委託 4,680 万円、橋梁修繕委託 3,000 万円を計上し、14 節工事請負費では、社会資本整備事業工事 2 億 600 万円を計上しております。

次に、同 134 ページ下段、3 項河川費では、135 ページ、2 目がけくずれ対策におきまして、14 節工事請負費がけくずれ住家防災対策事業工事 100 万円、18 節負担金補助及び交付金県急傾斜事業負担金 320 万円を計上しております。

次に、同 135 ページ下段、4 項港湾費は、例年同様の内容による予算計上となっております。

次に、137 ページ。

5 項都市計画費、2 目都市環境整備事業費では、12 節委託料におきまして、盛土造成地において大規模地震時の安全性を調査するため、大規模盛土造成地二次スクリーニング計画策定業務委託 1,300 万円を計上しております。

次に、138 ページ。

3 目公園費では、18 節負担金補助及び交付金、土佐西南大規模公園県工事負担金が 1,542 万 8,000 円となっております。

次に、同 138 ページ下段、6 項住宅費、1 目住宅管理費は、例年同様の内容による予算計上となっております。

次に、140 ページ下段、2 目住宅建設費では、12 節委託料町営住宅等整備事業委託 1,025 万 1,000 円を計上し、141 ページ、14 節工事請負費では、町営住宅等整備工事としまして、住宅 6 棟、2 億 8,247 万 5,000 円を計上しており、計画的に整備を進めております。

18 節負担金補助及び交付金では、老朽住宅除去事業補助金 6 件分、780 万円を計上しております。

次に、同 141 ページ。

9 款消防費は5 億3,177 万2,000 円で、前年度比3.1 パーセント、1,608 万8,000 円の増額となっております。

1 項消防費、1 目常備消防費、2 目非常備消防費、3 目消防施設費は、例年同様の内容による予算計上となっております。

次に、144 ページからの4 目防災費、12 節委託料では、木造住宅耐震事業としまして、木造住宅耐震診断委託50 件分423 万5,000 円、145 ページからの18 節負担金補助及び交付金では、木造住宅耐震改修工事費補助金70 件分8,750 万円、146 ページになりますが、木造住宅耐震改修設計費補助金70 件分2,100 万円などの予算を計上しております。

続きまして、146 ページ。

10 款教育費は6 億4,531 万5,000 円で、前年度比はほぼ同率ではございますが、2 万1,000 円の減額となっております。

1 項教育総務費、1 目教育委員会費は、例年同様の内容による予算計上となっております。

次に、2 目事務局費の、149 ページ、12 節委託料におきまして、小中学生に生きた英語及び外国の文化に触れる機会をつくることを目的に外国語指導講師派遣業務委託549 万8,000 円を計上するとともに、スクールバス運行委託4 路線で合計2,127 万1,000 円。そして、放課後子ども教室推進事業委託2,390 万1,000 円などの予算を計上しております。

次に、152 ページ下段、2 項小学校費、156 ページ、3 項中学校費は、例年同様の内容による予算計上となっております。

次に、160 ページ。

4 項社会教育費、1 目社会教育総務費では、英語教育の充実を図るための検討委員会を立ち上げるため、7 節報償費で英語教育検討委員会20 万円を計上しております。

また、161 ページ、12 節委託料では、中学生海外派遣事業としまして、海外派遣事業委託838 万円を計上しております。

162 ページ、2 目社会教育振興費、163 ページ、3 目人権教育推進費は、例年同様の内容による予算計上となっており、165 ページ4 目図書館費の、166 ページ、12 節委託料では、大方あかつき館等の指定管理業務委託4,346 万9,000 円を計上し、13 節使用料及び賃借料では、あかつき館 ZEB 改修に伴う設備リース料として788 万円を計上しております。

次に、167 ページ。

5 項保健体育費、1 目保健体育総務費は、例年同様の内容による予算計上となっております。

次に、169 ページ。

2 目学校給食費は、例年同様の内容による予算計上となっておりますが、171 ページ、14 節工事請負費におきまして、業務用エコキュートの取り換えのため、715 万円を計上しております。

次に、同171 ページ下段、11 款災害復旧費は2,170 万円で、前年度比30.9 パーセント、971 万4,000 円の減額となっております。

緊急時に迅速な災害対応が行えるよう、最低限の予算を計上しております。

次に、174 ページの12 款公債費は12 億1,973 万円で、前年度比9.5 パーセント、1 億2,817 万円の減額となっております。

減額の要因と致しましては、平成24、25 年度同意分の過疎対策事業債や、平成26、27 年度同意分の旧合併特例事業債、緊急防災減災事業債等の償還終了によるものでございます。

次に、同13 款予備費は2,748 万5,000 円を計上しております。

歳出の説明は、以上でございます。

続きまして、歳入を説明をさせていただきたいと思います。14 ページへお戻りください。

まず、1 款町税は8 億 3,371 万円を見積もりました。

項ごと、町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税は、それぞれ記載のとおりとなっております。

続いて、15 ページ。

2 款地方譲与税から、17 ページ、10 款地方特例交付金までは、総務省による令和8 年度地方財政計画のポイント及び県の試算額等を用いて、予算を見積もっております。

次に、18 ページ。

11 款地方交付税は、県の試算及び公債費に伴う交付税措置等を踏まえ、普通交付税と特別交付税の総額で41 億 7,000 万円を見積もっております。

12 款交通安全対策特別交付金におきましても、県の試算額を踏まえ見積もっております。

次の13 款分担金及び負担金は、875 万 7,000 円を見込んでおります。

次に、20 ページ。

14 款使用料及び手数料は3 億 1,267 万円となっております。

次に、23 ページ。

15 款国庫支出金は17 億 5,869 万 7,000 円となっております。

その他、説明欄に記載があります補助金は、歳出のそれぞれの事業に対する補助金を見込んでいるところでございます。

前年度比較で減額となっておりますが、主な要因は、25 ページ上段の1 目総務費、国庫補助金におきまして、令和7 年度国の補正予算の活用により令和8 年度から前倒しし、予算の対応を行っております、新しい地方経済生活環境創生交付金の3,500 万円程度の減。そして、26 ページ上段の7 目消防費国庫補助金における住宅建築物安全ストック形成事業費補助金7,900 万円程度の減、8 目教育費国庫補助金における公立学校情報機器整備費補助金2,200 万円程度の減によるものでございます。

続いて、27 ページ。

16 款県支出金は7 億 3,646 万 6,000 円となっており、説明欄に記載がありますとおり、歳出のそれぞれの事業における補助金を見込んでいるところでございます。

前年度比較の減額につきましては、28 ページにあります1 目総務費県補助金における、令和7 年度国の補正予算の活用により、令和8 年度から前倒しし、予算の対応を行った教育振興施設整備事業費交付金9,500 万円程度の減が、主な要因となっております。

そのうち、31 ページ中段、8 目教育費、県補助金の説明欄にあります給食費負担軽減交付金2,110 万 6,000 円につきましては、令和8 年度より小学校段階の学校給食に係る食材費支援による小学校給食費の実質無償化に対する財源措置となります。

なお、黒潮町と致しましては、令和7 年度、国の交付金活用による給食費無償化につきまして、継続的な支援施策として、令和8 年度より財源措置のある小学校だけではなく、財源措置のない中学校に対しましても給食費無償化を引き続き実施することとしております。

次に、33 ページ。

17 款財産収入は926 万 5,000 円を見込んでおります。

34 ページ下段、18 款寄附金は10 億 1,000 円としております。そのうち、10 億円をふるさと納税寄附金として見込んでおります。

次に、35 ページ。

19 款繰入金は3 億 7,076 万 4,000 円となっております。

1 目財政調整基金繰入金と、2 目減債基金繰入金などで収支の調整を行い、3 目地域活性化事業基金繰入金から、次の 36 ページまでの各種繰入金におきまして、それぞれの基金の使途に見合った事業に対して充当することとしております。

次の、37 ページ中段、20 款繰越金は、前年度同様に1,000 万円の予算を計上しております。

次の 21 款諸収入は2 億 39 万 9,000 円としており、説明欄に記載のとおり見込んでおります。

続きまして、40 ページ下段の 3 目給食事業収入、1 節学校給食費の1,190 万 1,000 円につきましては、給食費無償化事業の対象外となる教職員等の自己負担額を見込んでおります。

次に、41 ページ。

22 款町債は14 億 5,300 万円としております。

歳入の説明は、以上で終わります。

9 ページへお戻りください。

第 2 条関係で、第 2 表債務負担行為でございます。

これらは、新規の対応が必要な事項と致しまして、中小企業等融資保証料補給、中小企業等融資利子補給の 2 件、そして変更対応が必要な事項と致しまして、大方中央保育所給食調理委託、黒潮町立学校給食センター業務一部委託の 2 件につきまして、議決を求めるものでございます。

次に、10 ページ。

第 3 条関係の第 3 表地方債でございます。令和 8 年度は、合計 14 億 5,300 万円を限度としており、そのほか、起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりでございます。

なお、この金額は、先ほど説明致しました 41 ページの 22 款町債の計と同額になるものでございます。

長くなりましたが、以上で、議案第 90 号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

ただ今、提案理由の説明中でございますけれども、この際、13 時 30 分まで休憩致します。

休 憩 12 時 10 分

再 開 13 時 30 分

議長（中島一郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは、議案第 91 号、令和 8 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計予算について補足説明を致します。議案書は 32 ページ、予算書は青色のものになります。

予算書の 1 ページをお開きください。

今年度の予算は、歳入歳出とも総額 1,018 万円としています。

4・5 ページをご覧ください。

総括表のとおり、前年度比では、金額にして 70 万 6,000 円、率にして 6.5 パーセントの減額となっております。

歳入歳出事項別明細書に基づき、ご説明致します。予算書は 8 ページの歳出の欄をご覧ください。

1 款 1 項 1 目 20 節、奨学金の貸付金は、総額で 672 万円を見込んでいます。

この内訳は、継続貸付者のうち高等学校通学者が 2 件、48 万円、大学通学者が 7 件、252 万円、令和 8 年度から新規に貸し付ける者のうち、高等学校通学者を 5 件、120 万円、短期大学及び大学通学者を 7 件、252 万円。合計 21 件、672 万円を見込んでいます。

歳入についてご説明致します。予算書は 6 ページをお開きください。

3 款 1 項 1 目 1 節、貸付金戻入現年分は 933 万 4,000 円、滞納繰越分を 80 万円と見込み、合計で 1,013 万 4,000 円を計上しました。

以上、議案第 91 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

総務課長。

総務課長（佐田 幸君）

それでは、議案第 92 号、令和 8 年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算につきまして、補足説明をさせていただきます。議案書は 33 ページ、予算書はサーモンピンク色の表紙の予算書となります。

予算書 1 ページをお開きください。

第 1 条では、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 14 億 8,446 万 7,000 円と定めるものでございます。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。7 ページの歳出事項別明細書をお開きください。

1 款 1 項 1 目、給与等集中処理費の 2 節給料、3 節職員手当、4 節共済費につきましては、特別職 3 名、一般職 179 名の人件費として、合計で 14 億 8,446 万 7,000 円を計上するものでございます。

前年度比で、金額 733 万 7,000 円、率にしまして約 0.5 パーセントの増額となっております。

10 ページの、一般職の給与費明細書をお開きください。

一番上の表になりますが、4 段目の比較の欄をご覧ください。

対前年で言いますと、職員数が 1 名減とはなりましたが、給与費の給料の欄に記載がありますとおり 1,225 万 6,000 円の増額となっており、人勤によるベースアップが要因となっております。

その右の欄の職員手当は 82 万 8,000 円の減額で、特別職の手当と合わせますと、総額で 84 万 2,000 円の減額、その 2 段右の欄の共済費は 377 万 9,000 円の減額で、特別職と合わせますと総額で 407 万 7,000 円の減額となっております。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。予算書の 6 ページにお戻りください。

1 款 1 項 1 目、諸収入の 1 節給与等振替収入につきましては、各会計からの給与等振替収入となっており、歳出額の合計と同額である 14 億 8,446 万 7,000 円を計上するものでございます。

以上で、議案第 92 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（谷 純大君）

それでは、議案第 93 号から議案第 95 号について、一括して補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第 93 号、令和 8 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてご説明致します。議案書は 34 ページになります。予算書は白茶色の表紙の予算書をお願い致します。

1 ページをお開きください。

この予算書は、歳入歳出の総額をそれぞれ 252 万 1,000 円とするものでございます。

4 ページ及び 5 ページの総括表をお願いします。

対前年度比で総額 36 万 8,000 円の増額、約 17.1 パーセントの増となっております。

増額の主な要因につきましては、歳入の、4 款諸収入の貸付金元利収入の増額を見込んだものによるものです。

それでは、詳細につきまして歳出から説明をさせていただきます。8 ページの歳出事項別明細書をお開きください。

1 款 1 項 1 目、償還推進事業費は、貸付金の徴収に係る事務的経費として、8 節旅費及び 11 節役務費を合わせて 4 万 6,000 円、実施は未定ですが、競売予納金として 21 節補償補填及び賠償金に 60 万円、債務者からの償還金の一部を一般会計へ繰り入れるために 27 節繰出金に 177 万 5,000 円を計上し、対前年度で 56 万 8,000 円の増となっています。

増額の主な理由は、繰出金の増額によるものです。

3 款予備費につきましては、対前年度で 20 万円の減額としています。

続きまして、歳入についてご説明致します。6 ページにお戻りください。

1 款県支出金は、償還業務の事務費に対する助成金としての県補助金が 8 万 1,000 円、7 ページにかけて 4 款諸収入の貸付金元利収入は、債務者からの返済によるもので、元金が 216 万円、利子が 27 万 7,000 円で、合わせて 243 万 7,000 円を見込んでいます。対前年度比で、44 万 5,000 円の増額となっています。

以上で、議案第 93 号の補足説明を終わります。

次に、議案第 94 号の令和 8 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算について補足説明を致します。議案書は 35 ページになります。予算書は黄色の予算書をお願いします。

1 ページをお開きください。

第 1 条で、歳入歳出の予算総額を、それぞれ 16 億 1,505 万 4,000 円と定めております。また、第 2 条で一時借入金の最高額を 1 億 3,000 万円と定めております。

6 ページ及び 7 ページをお開きください。

総括表のとおり、対前年度比は総額で 6,621 万 1,000 円の減、約 3.9 パーセントの減となっております。

減額の主な要因は、保険給付費での 6,377 万 7,000 円の減額によるものでございます。

それでは、歳入歳出について主なものを説明させていただきます。14 ページの歳出事項別明細書をお願いします。

1 款 1 項 1 目、一般管理費は 4,992 万 8,000 円で、前年度とほぼ同額を計上しております。

15 ページの中段、12 節委託料では、これまでの国保連合会への電算委託等に加えて、子ども・子育て支援金制度施行に向けたシステム改修費を計上しております。

16 ページ下段の、2 款保険給付費は 11 億 9,322 万 9,000 円を計上し、対前年度比で 6,377 万 7,000 円の減額となっています。

主な減額の理由としましては、被保険者が減少していることに伴い、療養諸費及び高額療養費の減額を見込んだことによるものです。

続きまして、18 ページをご覧ください。

中段の 3 款国民健康保険事業費納付金の 3 億 3,153 万 9,000 円は、高知県への納付金で、対前年度比で 484 万 3,000 円の減額となっています。被保険者数の減少や、県基金の取り崩し等により納付金総額は減少しておりますが、一人当たりの納付金額は増額となっております。

19 ページ、中段からの 4 款保健事業費は 2,382 万 7,000 円を計上しております。対前年度比 91 万 8,000 円の増額となっております。

主な増額の理由は、ヘルスアップ事業委託の増額によるものでございます。

21 ページ中段から 22 ページにかけての 7 款諸支出金は、対前年度比で 50 万円の増額となっております。

22 ページ上段の 2 項 1 目、直営診療施設勘定繰出金の 700 万円は、国民健康保険直診会計への繰出金で、令和 7 年度が増額見込みとなっておりますので、令和 8 年度も増額を見込んでの計上としております。

8 款予備費については、前年度と同額の 500 万円を計上しております。

続きまして、歳入についてご説明致します。8 ページへお戻りください。

1 款国民健康保険税は、子ども・子育て支援金や資産割の廃止等の保険税率の見直しにより 1 億 9,738 万 2,000 円を計上し、対前年度比で 2,202 万 6,000 円の減額となっております。

続きまして、9 ページをお願いします。

3 款国庫支出金は、子ども・子育て支援事業費補助金として、システム改修委託に係る補助金として 202 万 0,000 円を計上し、対前年度比で 202 万 0,000 円の増額となっています。

下段の 4 款県支出金の 12 億 3,529 万 9,000 円は、前年度比で 5,862 万 8,000 円の減額となっています。

減額の主な理由と致しましては、歳出で説明致しました保険給付費の減額により、その財源となります普通交付金の減額によるものです。

続きまして、10 ページの下段からの 6 款繰入金については、繰入金の総額として 1 億 8,028 万 8,000 円を計上しております。対前年度比で 1,242 万 3,000 円の増額となっております。

増額の主な項目としましては、11 ページの下段にあります、2 項 1 目の財政調整基金繰入金です。7 年度は基金繰入を計上せず予算調整しておりましたが、8 年度は収支調整のため 2,030 万 3,000 円の増額となっています。

12 ページの 8 款諸収入は、前年度と同額の 4 万 4,000 円の計上としております。

以上で、議案第 94 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 95 号、令和 8 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について補足説明をさせていただきます。議案書は 36 ページになります。予算書は水色の表紙の予算書をお願いします。

1 ページをお開きください。

この予算は、歳入歳出の総額をそれぞれ 2 億 8,012 万 4,000 円とするものでございます。

第 2 条では、一時借入金の最高額を 5,000 万円と定めております。

4 ページ及び 5 ページの総括表をお願いします。

対前年度比で総額 1,319 万 9,000 円の増額、約 4.9 パーセントの増となっております。

増額の主な要因につきましては、歳入の 1 款後期高齢者医療保険料の増額です。

併せて、歳出につきましては、2 款後期高齢者医療広域連合納付金の増額によるものです。

それでは、詳細につきましては、歳出から説明をさせていただきます。9 ページの歳出事項別明細書をお開きください。

1 款総務費は、総額で 1,378 万 9,000 円を計上しておりまして、対前年度で、27 万 9,000 円の増となっています。

増額の主な理由は、後期高齢者健康診査に係る負担金の増額によるものです。

続きまして、10 ページをお願いします。

2 款 1 項 1 目、後期高齢者医療広域連合納付金は 2 億 6,501 万 5,000 円を計上しています。これは、後期高齢者医療広域連合納付金が広域連合からの通知により、対前年度で 1,292 万 0,000 円の増額となったことによるものです。

11 ページをお願い致します。

4 款予備費につきましては、前年度と同額を計上しています。

続きまして、歳入についてご説明致します。6 ページにお戻りください。

1 款後期高齢者医療保険料は1 億 7,693 万 5,000 円で、対前年度比で782 万 7,000 円の増額となっています。

この保険料は、後期高齢者医療広域連合より通知のあった保険料納付金に相当するよう調整した額となっております。

続いて、6 ページから 7 ページにかけての繰入金です。

3 款 1 項 1 目、事務費繰入金の 1,129 万 7,000 円は、職員の人件費及び事務費で、対前年度比で 32 万 1,000 円の減額となっています。

2 目保険基盤安定繰入金の 8,108 万 0,000 円は、広域連合からの通知額を計上しています。対前年度比で 459 万 3,000 円の増額となっています。

4 款 1 項 1 目、繰越金の 700 万円は、令和 7 年度の歳入となる保険料で、例年 3 月から 5 月に入金される普通徴収保険料は、翌年度に広域連合へ納付することになるため、その額を見込んでおります。保険料の増額に伴い、対前年度比で 50 万円の増額を計上しております。

5 款諸収入の 381 万 1,000 円は、対前年度比で、60 万円の増額としています。

増額の主な理由は、後期高齢者健康診査委託金の増額によるものです。

以上で、議案第 95 号の補足説明を終わります。議案第 93 号及び議案第 94 号と併せまして、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

地域住民課長。

地域住民課長（河村美智子君）

それでは、議案第 96 号、令和 8 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計予算について補足説明をさせていただきます。議案書は 37 ページになります。予算書は、薄いピンク色の表紙の予算書をお願いします。

まず、1 ページをお開きください。

当予算につきましては、直診の拳ノ川診療所の運営に関するものでございます。

第 1 条では、歳入歳出の予算総額をそれぞれ 6,788 万 6,000 円と定めております。また、第 2 条で、一時借入金の最高額を 2,000 万円と定めております。

4 ページ及び 5 ページをお開きください。

総括表のとおり、対前年度比は総額で 667 万 1,000 円、率にして 8.9 パーセントの減となっています。

それでは、詳細につきましては、歳出からご説明をさせていただきます。予算書の 10 ページの事項別明細書をお開きください。

1 款総務費、1 項 1 目の一般管理費は、一般職員と会計年度任用職員の給与、診療所施設管理運営などにかかるものの合計 6,044 万 9,000 円であり、電子カルテシステム等の導入が完了したため、昨年度より 594 万 3,000 円の減額となっています。

主な予算につきましては、1 節報酬から 4 節共済費までの職員給与の合計 4,829 万 8,000 円、11 ページの 10 節需用費の 260 万 3,000 円は、高熱出費及び医師住宅の給湯器の修繕に係る修繕料、12 ページの 12 節委託料 690 万 3,000 円につきましては、医療機器等の補修及び代診として来ていただく医師の委託料等を計上しております。

次に、13 ページの下段、2 款医業費につきましては、医療機器の修繕料や保守点検、医薬品の材料費の購入

経費としまして 544 万 6,000 円を計上しています。

次に、14 ページ。

3 款の公債費につきましては、町債償還元利金の 24 万 6,000 円、15 ページの 4 款予備費につきましては、昨年度と同額の 100 万円を計上しております。

次に、歳入について説明をさせていただきます。6 ページにお戻りください。

1 款診療収入です。医療費患者負担分が、各種健康保険組合ごとの合計で 1,221 万 7,000 円、昨年度より 132 万 6,000 円増額しておりますが、これは全体的に患者数が増えたことによる収入増を見込んだものであります。

次に、7 ページ。

5 款繰入金 5,205 万円のうち、1 項 1 目の一般会計繰入金 4,504 万 9,000 円は、歳入歳出の収支の調整を図るために一般会計から繰り入れる繰入金で、昨年度と比較し 545 万 6,000 円の減額となっています。

次に、8 ページ。

3 項 1 目の事業勘定繰入金 700 万円につきましては、へき地直営診療所運営費として国保特別会計から繰り入れるもので、昨年度と比較し 50 万円の増額となっています。

主な要因は、一定の診療日数の確保ができていたため増加を見込んだものでございます。

最後に、7 款諸収入、353 万 9,000 円のうち、2 項 1 目、雑入の 2 節代診派遣委託料 342 万円につきましては、澤田医師を近隣のへき地診療所に派遣した際に、派遣先の自治体から入る委託料として計上しております。

以上で、議案第 96 号の補足説明は終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは、議案第 97 号、第 98 号につきまして、一括して補足説明をさせていただきます。

まず、議案第 97 号、令和 8 年度黒潮町介護保険事業特別会計予算について補足説明をさせていただきます。議案書は 38 ページ、オレンジ色の予算書をお願い致します。

予算書 1 ページをお開きください。

第 1 条は、令和 8 年度黒潮町介護保険事業特別会計を規定しており、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 17 億 6,707 万 7,000 円とするものです。

保険給付費等につきましては、前年度の実績見込額などを基に算出しておりまして、6 ページ、7 ページをお開きください。総括表のとおり、対前年度比総額で 6,133 万 6,000 円の減額、率にして 3.4 パーセントの減となっております。

続いて、歳出の主なものを説明させていただきます。14 ページの歳出事項別明細書をお開きください。

1 款総務費 5,838 万 5,000 円のうち、1 項から 3 項までにつきましては、介護保険事業に係る職員給与、認定調査員の会計年度任用職員給与や調査に係る事務費、事業計画策定委託やシステム改修委託などの委託料を計上しております。

15 ページの 1 項 1 目の 12 節委託料につきましては、介護報酬改定に伴うシステムの改修委託に 220 万円、第 10 期の事業計画策定委託に 474 万 1,000 円を計上しております。

また、16 ページの 3 項 2 目、認定審査会共同設置費においては、対前年度比で 109 万 3,000 円の減額、率にして約 17.7 パーセントの減となっております。

令和 7 年度に四万十市と共同で設置している、認定審査会のデジタル化のためのタブレットの購入が完了したことによるものです。

16 ページ下段からの 2 款保険給付費につきましては、前年度の実績見込額からそれぞれの項目ごとの見込額を算出し、見込んだ給付費の予算として 16 億 5,943 万 2,000 円を見込んでおります。対前年度比では、金額にして 7,042 万 2,000 円、約 4.1 パーセントの減となっております。

18 ページ下段からの 3 款地域支援事業費につきましては、1 項介護予防生活支援サービス事業費としまして、2,863 万 1,000 円を見込んでおります。

1 目介護予防生活支援サービス事業費では、1,997 万 1,000 円を計上しており、そのうち 12 節委託料では、通所型短期集中運動機能向上サービスを実施する 1 事業所への委託料として 506 万 1,000 円を計上しております。

19 ページ。

2 目介護予防生活支援サービス事業費（第 1 号、介護予防支援事業費）につきましては、地域包括支援センターの人件費などとして 866 万円を計上しており、対前年度比 824 万 3,000 円と、大幅な増額となっております。これは、地域包括支援センター職員の担当業務を案分整理したことに伴い、給料等を計上したためです。

20 ページから 21 ページにかけての、2 項 1 目、一般介護予防事業費につきましては、地域で生活する高齢者の介護予防に関する事業経費として 276 万 9,000 円を計上しており、対前年度比で 547 万円の減額となっております。

これは、令和 7 年度につきましては第 10 期黒潮町高齢者福祉計画介護保険事業計画を策定するためにニーズ調査として委託料を計上しておりましたが、R8 年度の計画策定費用につきましては、1 款の総務費で計上していることによるものです。

続きまして、21 ページから 22 ページにかけての 3 項包括的支援事業任意事業費の 4 目任意事業費につきましては、733 万 7,000 円を計上しており、成年後見制度利用事業、住宅改修支援事業など、地域支援事業の実施要綱に合致する事業を実施するもので、昨年度の実績に合わせて減額した事業費を計上しております。

続きまして、22 ページをお願いします。

5 目在宅医療介護連携推進事業費、23 ページにかけての 7 目認知症総合支援事業費、8 目地域ケア会議推進事業につきましては、社会保障充実分として位置付けをされている事業となっております。R7 年度の実績に基づき、昨年度に比べると全体的に減額した事業費を計上しております。

続きまして、4 款保健福祉事業費の 1 項 1 目、保健福祉事業費として、18 節負担金補助及び交付金に 100 万円を計上しております。

これは、高齢者補聴器購入費補助金としまして、満 65 歳以上の方を対象に、上限を 5 万円とし、補聴器購入費用の 2 分の 1 を補助するものですが、令和 7 年度の実績に基づき減額しております。

24 ページに移りまして、5 款基金積立金及び 6 款公債費につきましては、前年度と同額を計上しております。

続きまして、25 ページの 7 款諸支出金の 2 項 1 目、他会計繰出金において、624 万 4,000 円を計上しております。これは、地域支援事業から重層的支援体制整備事業へ移行した事業費について、保険料で負担すべき金額を一般会計へ繰り出すものです。対前年度比で 2 万 6,000 円の増額となっております。

8 款予備費につきましては、予算総額が 17 億円を超えることから、昨年同様に 200 万円を計上しております。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。予算書 8 ページにお戻りください。

1 款保険料につきましては 2 億 7,488 万 8,000 円を見込んでおり、対前年度比 85 万 9,000 円の減額、率にして約 0.3 パーセントの減となっています。

9 ページにかけての 3 款国庫支出金につきましては、4 億 3,405 万 5,000 円を見込んでおり、対前年度比で 1,635 万 8,000 円の減額となっております。これは、歳出の 2 款保険給付費の減に伴い、国が負担する給付費割合に合わせ試算した結果、減額となったものです。

9 ページ下段から 10 ページにかけての、第 2 号被保険者の保険料である 4 款支払基金交付金の 1,814 万 2,000 円の減額、及び 5 款県支出金の 1,132 万 4,000 円の減額につきましても同様に、歳出の 2 款保険給付費の減額に伴い、支払基金及び県が負担する給付費割合に合わせ試算した結果、減額となったものです。

11 ページの 7 款繰入金の 3 億 3,848 万 6,000 円につきましては、対前年度比で 1,465 万 2,000 円の減額となっています。

理由としましては、1 項一般会計繰入金につきましては、歳出の 1 款総務費が増額となっているものの、2 款保険給付費及び 3 款地域支援事業費の減額に伴い、町が負担する給付費割合に合わせ試算した結果、減額となったものです。

また、12 ページの 2 項基金繰入金につきましては、4,114 万 7,000 円を基金から繰り入れることで全体の調整をするものとなっております。

8 款繰越金以降 10 款町債までは、前年度と同額としております。

以上で、議案第 97 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案 98 号の令和 8 年度黒潮町介護サービス事業特別会計予算について補足説明をさせていただきます。議案書は 39 ページ、薄だいたい色の予算書をお願い致します。

予算書 1 ページよりご説明致します。

令和 8 年度黒潮町介護サービス事業特別会計予算は、歳入歳出の予算総額をそれぞれ 2,319 万 5,000 円とするもので、4 ページ及び 5 ページの総括表のとおり、対前年度比で 534 万 9,000 円、約 29.9 パーセントの増額となっております。

まず、歳出から説明致します。7 ページの歳出事項別明細書をお開きください。

1 款総務費、1 項 1 目、一般管理費は 2,299 万 5,000 円としております。1 節から 4 節までは、地域包括支援センターの職員及び会計年度任用職員の給料ならびに報酬として 2,116 万 9,000 円としており、増額分は会計年度任用職員の人件費となっております。

8 ページの 12 節委託料につきましては、要支援認定者の介護予防サービス計画を居宅介護支援事業所に委託する費用として 150 万 3,000 円を計上するものです。

6 ページにお戻りください。歳入についてご説明させていただきます。

1 款サービス収入は、地域包括支援センターが指定介護予防支援事業所として要支援認定者に係る介護予防サービス計画を作成する介護予防サービス計画費収入を計上するもので、247 万 9,000 円としております。

また、2 款 1 項 1 目、一般会計繰入金では 2,071 万 5,000 円を計上し、職員給料のほか事務費などの歳出に対する不足分を調整しております。

以上で議案第 98 号の補足説明を終わります。議案第 97 号と併せて、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは、議案第 99 号、令和 8 年度黒潮町情報センター事業特別会計予算について補足説明をさせていただきます。議案書は 40 ページ、予算書は若草色の予算書となります。

それでは、予算書の 1 ページをお開きください。

この予算は、黒潮町情報センターの設置及び管理運営に関するものであり、歳入歳出それぞれ 1 億 1,376 万 9,000 円とするものです。これは、対前年度比としまして、金額にして 238 万 2,000 円の減額の予算となっています。

主な減額の主な要因は、光ネットワーク保守に係る保守料の減額に伴うものです。

それでは、詳細につきまして、歳入歳出事項別明細書でご説明を致します。

まず、歳出からご説明を致します。8ページをお開きください。

1款1項1目、一般管理費で45万6,000円の増額となっていますのは、会計年度任用職員の報酬、職員手当の増額が主な要因です。

1節報酬、3節職員手当では、会計年度任用職員2名分などを計上しており、合わせて173万7,000円となっています。

一般管理費では、10節需用費の電気料457万6,000円が大きなものとなっています。

9ページ。

1款1項2目、財産管理費で141万円の減額となっていますのは、11節役務費の減額等によるもので、伝送路の保守料2,014万8,000円が主なもので、内容は、光ネットワーク保守2,000万円、電気保安管理14万8,000円となっています。

12節委託料では、光ネットワーク運用保守委託2,747万2,000円で、その内容は、通信設備運用費、放送設備運用費及び線路監視費等となっています。

10ページへと続きます、13節使用料及び賃借料は、主に四国電力NTT等の電柱共架料及び土地使用料で、870万5,000円となっています。

10ページ。

2款1項1目、放送サービス提供事業は105万2,000円の減額となっています。これは12節委託料法定同録装置更改委託308万円を計上していますが、前年度の愛媛朝日テレビ受信設備更改委託との差額が主な要因です。

11ページ。

3款1項、公債費は37万6,000円の減額となっています。これは情報基盤整備事業の償還金の減額によるものです。

4款1項1目の予備費につきましては、前年度と同額の100万円です。

次に、歳入について説明を致します。6ページにお戻りください。

1款1項1目、サービス使用料は6万1,000円増額となっています。これは、テレビ放送は加入者が令和6年度より17件増の2,606件となったことが主な要因です。

1款2項1目、サービス加入金は138万8,000円の増額となっています。こちらは、令和6年度実績に基づき前年度より増額としています。

7ページへと続きます、2款1項1目、一般会計繰入金は3,775万3,000円で、376万2,000円減額を見込んでいます。

7ページ。

3款1項1目、雑入は4,149万3,000円で、6万9,000円の減額となっています。これは、インターネット事業民営化により、光ケーブル等を事業者に貸し出している芯線利用料は増額したものの、土木工事などによる電柱等支障移転に係る補償費が令和6年度実績に基づき減額となったことによるものです。

4款1項1目、繰越金につきましては、前年度と同額となっております。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

農業振興課長。

農業振興課長（斉藤長久君）

それでは、議案第 100 号、令和 8 年度黒潮町集落排水事業会計予算について、補足説明を致します。議案書は 41 ページでございます。

予算書のご用意をお願い致します。りんどう色の予算書となります。

予算書の表紙の次に、目次を付けていますのでお開きください。

この中で、8 ページ目から 18 ページ目にかけて、キャッシュフロー計算書、損益計算書、貸借対照表を掲載しておりますが、こちらが主要財務 3 表になります。

次に、1 ページをお開きください。

ここには、第 1 条に総則と致しまして、令和 8 年度黒潮町集落排水事業会計予算は次に定めるところによる、としています。

第 2 条には、業務の予定量を掲載しています。令和 8 年度の処理人口は 1,030 人でございます。

計画年汚水量は 10 万 1,506.5 立方メートルで、1 日平均汚水量としましては 278.1 立方メートルでございます。

次に、第 3 条予算の収益的収入及び支出の予定額について、ご説明致します。

この予算は、集落排水事業に加入をいただいているご家庭の汚水処理するための費用で、集落排水使用料等により運営する予算でございます。

ここでは、収入の総額を 4,837 万 9,000 円に、支出の総額を 4,837 万 9,000 円にするものでございます。内容につきましては、22 ページから 24 ページの事項別明細書に記載していますので、22 ページをお開きください。

まず、収入をご説明致します。

1 項営業収益の 1 目集落排水使用料につきましては、722 万 2,000 円を計上しています。

2 項営業外収益の 2 目他会計負担金 1,360 万 5,000 円、4 目他会計補助金 1,523 万 2,000 円、5 目長期前受金戻入 1,231 万 8,000 円などを計上しています。

続きまして、23、24 ページの支出について説明致します。

23 ページをお開きください。

支出につきましては、営業費用においては、1 目管渠費 19 万 6,000 円、2 目ポンプ場費 485 万 1,000 円、3 目処理場費 723 万 6,000 円を計上しています。それぞれの施設の電気料や維持管理等に係る委託料、修繕費などを計上しています。

6 目総係費としまして、集落排水事業運営審議会委員の報酬、システム利用料、修繕費等で 961 万円計上しています。7 目減価償却費 2,326 万 6,000 円計上をしています。

2 項営業外費用としまして、企業債償還利息と消費税及び地方消費税を計上しております。

次に、第 4 条予算の資本的収入及び支出の予定額について、ご説明を致します。25 ページをお開きください。

この予算は、施設を整備改良するための費用で、将来の事業運営を行うための投資的予算でございます。しかしながら、集落排水事業による令和 8 年度の新たな設備投資は予定していません。そのため、支出は、以前設備投資時の企業債元金償還金 2,858 万 9,000 円を計上しています。

収入につきましては、他会計補助金などとなっておりますので、ご確認をお願いします。

2 ページにお戻りください。

第 4 条予算では、カッコ書きに記載していますように、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 894 万 8,000 円は、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補てんを致します。

次に、第5条で、企業債の借入限度額等を定めております。

また、3ページの第6条において一時借入金の限度額を定めておりますが、起債借入や補助金が入ってくる前に支払が生じる事が予想されますので、2,000万円を限度額として定めております。

次に、8ページの集落排水事業会計予定キャッシュフロー計算書について、ご説明致します。

当計算書は、公営企業法改正により義務付けられたもので、1年間の現金の動きを表したものです。

1の業務活動によるキャッシュフローは、通常の業務活動の実施に必要な資金の状態を表しています。

2の投資活動によるキャッシュフローは、将来に向けた運営基盤の確立のために行う投資活動による資金の状態を表しています。

3の財務活動によるキャッシュフローは、増減資による資金の収入、支出及び借入、返済による支出など、資金の調達及び返済を表しています。

8ページ下から2行目の、資金期首残高の2,213万8,134円は、令和7年度予定貸借対照表、12ページの2行目の現金預金の額となります。

また、8ページ一番下の資金期末残高の2,469万3,134円は、令和8年度予定貸借対照表、16ページの2行目の現金預金の額となります。

10ページには、令和8年度の営業収益と営業費用を表しました、予定損益計算書を記載していますのでご確認ください。

次に、15ページから、令和8年度予定貸借対照表についてご説明を致します。

まず、資産の部ですが、固定資産と致しまして、土地や建物、機械類等で5億9,936万6,465円。

固定資産と流動資産を合わせた資産合計は、16ページの7行目、6億2,472万3,069円となっております。

負債合計は、17ページの最後の行になります、6億3,136万1,810円となっております。

資本合計は、18ページの下から2行目になります。

マイナス663万8,741円となっており、負債と資本の合計が6億2,472万3,069円となりまして、先ほどの資産合計と合致していますので、バランスが取れているということになります。

最後に、19、20ページには、重要な会計方針に係る事項に関する注記を記載しています。

これは、損益計算書及び貸借対照表の作成に当たって、その財政状況及び経営状況を正しく示すために採用しました、会計処理の原則及び手続、ならびに表示の方法を記載したものです。

以上で、議案第100号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

それでは、議案第101号、令和8年度黒潮町水道事業会計予算について、補足説明を致します。議案書は42ページでございます。

予算書のご用意をお願い致します。あさぎ色の予算書となります。

予算書の表紙の次に、目次を付けていますのでお開きください。

この中で、16ページ目から27ページ目にかけて、キャッシュフロー計算書、損益計算書、貸借対照表を掲載しておりますが、こちらが主要財務3表になります。

次に、1ページをお開きください。

ここには、第1条に総則と致しまして、令和8年度黒潮町水道事業会計予算は次に定めるところによる、としています。

第2条には、業務の予定量を掲載しています。

令和8年度の給水栓数は6,149栓、年間給水量は122万6,027立方メートルで、1日平均給水量は3,359立方メートルでございます。

次に、第3条予算の収益的収入及び支出の予定額について、ご説明を致します。この予算は、ご家庭に水をお届けするための費用で、給水収益等により運営する予算でございます。

ここでは、収入の総額を3億2,055万円に、支出の総額を3億815万円とするものでございます。内容につきましては、30ページから39ページの事項別明細書に記載していますので、30ページをお開きください。

まず、収入をご説明致します。

1項営業収益の1目給水収益につきましては、水道使用料2億535万7,000円を計上しております。対前年比で、159万5,000円の増額となっております。

3項その他営業収益は、新規加入に伴う分担金や工事検査手数料等合わせまして140万1,000円を計上しております。

次に、2項営業外収益ですが、3目長期前受金戻入につきましては5,837万7,000円を計上しています。

5目消費税還付金につきましては、上川口浄水場の事業費が大きかったことから収入と比較し費用が大きく上回ったため、還付金を計上しております。

31ページにまいりまして、3項1目1節、他会計繰入金につきましては、388万2,000円を一般会計からの繰り入れとして計上しております。

続きまして、支出についてご説明致します。32ページをお開きください。

支出につきましては、営業費用においては、水源池施設等の電気料や水質検査手数料、職員の人件費及び各種委託料や減価償却費等を計上しています。

1目の原水及び浄水費は、5,236万1,000円で、昨年度と比較し429万1,000円の増額となっております。

主な要因と致しまして、55節薬品費におきまして、新たに新設した上川口浄水場のろ過機用の薬品が必要となったため増額となっております。

続きまして、2目配水及び給水費は4,037万5,000円で、こちらは昨年度と比較し1,197万2,000円の減となっております。

主な減額の要因と致しましては、12節備消耗品費と23節修繕費が減額となったためとなっております。

次に、33ページからの6目総係費は4,134万7,000円で、1,966万7,000円の減額となっております。

主な要因と致しましては、3節給料から8節法定福利費繰入額に係る人件費等の減額、22節委託料におきまして、令和7年度に必要であった委託業務が減となったため、それらを合わせまして1,966万7,000円の減額となっております。

また、36ページの営業外費用においては、企業債償還利息と消費税を計上しております。

3条予算におきましては、水道事業収益3億2,055万円に対し水道事業費用が3億815万円となり、1,240万円のプラスとなっております。営業外収益において長期前受金戻入や消費税還付金により収入が増となり、一方、費用においても営業外費用において企業債支払利息や消費税が増額となっておりますが、合計では収入が増を上回った結果となっております。

次に、第4条予算の資本的収入及び支出の予定額について、ご説明を致します。

この予算は、水道施設を整備改良するための費用で、投資的予算でございます。

先に、支出からご説明をさせていただきます。38ページをお開きください。

建設改良費は6,708万1,000円を計上しており、対前年比で6,217万2,000円の減額となっています。

22 節委託料における必要事業の減や 26 節の工事請負費において、令和 7 年度に計上していた中央監視システム更新工事が減額の主な要因となっております。

令和 8 年度の主な委託工事と致しましては、説明欄に記入しておりますのでご確認ください。

次に、収入ですが、収入につきましては 37 ページに記載しておりますが、先ほどの工事等に対する企業債の借入れと補助金などとなっております。

令和 8 年度は令和 7 年度と比較し 4 億 560 万円の減少となっておりますが、これは令和 7 年度におきまして、上川川浄水場建設事業における起債や補助金の受け入れが大きかったことによるものです。

2 ページにお戻りください。

第 4 条予算では、カッコ書きに記載していますように、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 7,659 万 6,000 円は、過年度分損益勘定留保資金及び消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんを致します。

次に、3 ページ。

第 5 条で企業債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めており、第 6 条においては、一時借入れ金の限度額を定めております。

次に、16 ページの水道事業会計予定キャッシュフロー計算書について、ご説明を致します。

当計算書は、公営企業法改正により義務付けられたもので、1 年間の現金の動きを表したものです。

1 の業務活動によるキャッシュフローは、通常の業務活動の実施に必要な資金の状態を表しています。

17 ページの 2 の投資活動によるキャッシュフローは、将来に向けた運営基盤の確立のために行う投資活動に係る資金の状態を表しています。

3 の財務活動によるキャッシュフローは、増減資による資金の収入、支出及び借入れ、返済による支出など、資金の調達及び返済を表しています。

17 ページ下から 2 行目の、資金期首残高の 2 億 5,638 万 2,347 円は、令和 7 年度予定貸借対照表、21 ページの 2 行目の現金預金の額となります。

また、17 ページ一番下の資金期末残高の 2 億 6,491 万 4,818 円は、令和 8 年度予定貸借対照表、25 ページの 2 行目の現金預金の額となります。

18 ページから 19 ページには、令和 7 年度及び令和 8 年度の営業収益と営業費用を表しました、予定損益計算書を記載していますのでご確認ください。

次に、24 ページから、令和 8 年度予定貸借対照表についてご説明を致します。

まず、資産の部ですが、固定資産と致しまして、土地や建物、量水器等で 35 億 7,684 万 3,846 円。

固定資産と流動資産を合わせた資産合計は、25 ページの 8 行目、39 億 4,721 万 3,545 円となっています。

負債合計は、26 ページの最後の行になります、31 億 9,356 万 4,401 円となっています。

資本合計は、27 ページの下から 2 行目になります。

7 億 5,364 万 9,144 円となっており、負債と資本の合計が 39 億 4,721 万 3,545 円となりまして、先ほどの資産合計と合致していますので、バランスが取れているということになります。

最後に、28、29 ページには、重要な会計方針に係る事項に関する注記を記載していますのでご確認をお願い致します。

以上で、議案第 101 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは、議案第 102 号、黒潮町特別養護老人ホームかしま荘に係る指定管理者の指定について、補足説明を致します。議案書は 43 ページになります。

指定管理者に指定する団体は、高知県四万十市古津賀 3742 番地 17、社会福祉法人黒潮福祉会理事長、竹本 範彦（のりひこ）です。

公募によらない指定管理者の指定の理由につきましては、本施設は平成 3 年に旧佐賀町が建設した施設で、建設当時から、現在の運営主体である社会福祉法人黒潮福祉会に運営を委託しております。

これまで、介護内容の充実に取り組み、入所者の処遇改善や地域福祉等の福祉の向上のために運営を続けており、令和 3 年に指定管理者として指定し、現在に至っております。

開設以来、施設入所者の処遇向上や入所者と施設職員との関係を大切にしており、今後におきましても、地域に密着したサービスの提供が行えるものと期待しているところです。

これまでも、施設の環境改善や住民サービスの充実に努めていることから、継続して指定を行いたいと考えております。

また、指定事業者の変更になると、環境変化により入所者に不安を与え、介護施設としての機能が損なわれる恐れがあり、事業の継続性の点からも適当ではないと考えられ、公募によらずに現在の指定管理者を選任するものです。

なお、指定の期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間としております。

以上で、議案第 102 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは、議案第 103 号、大方あかつき館、黒潮町立大方図書館及び黒潮町立佐賀図書館に係る指定管理者の指定について補足説明をさせていただきます。議案書 44 ページをお願いします。

それでは、主な内容について説明をさせていただきます。

指定管理者に管理を行わせる施設は、所在地、高知県幡多郡黒潮町入野 6931 番地 3、名称は大方あかつき館黒潮町立大方図書館、所在地、高知県幡多郡黒潮町佐賀 920 番地、名称は黒潮町立佐賀図書館でございます。

指定管理の期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間です。

現在の指定期間が令和 8 年 3 月 31 日で満了となることから、選定に当たりましては、黒潮町公の施設に関わる指定管理者の指定手続きに関する条例第 3 条に基づき、令和 8 年 1 月 29 日より公募を実施したところ、高知県幡多郡黒潮町入野 6931 番地 3、特定非営利活動法人 NPO あかつき理事長、武政登の 1 社から応募があり、同 6 条、公の施設にかかわる指定管理者選定委員会に諮って慎重に審議を行い指定管理者の候補としましたので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、選定理由についてご説明を致します。

大方あかつき館は、文化的、精神的充実を実感できるまちづくりを目指して、生涯学習のコンセプトである、いつでも、どこでも、だれでも気軽に学習できる施設として、住民の実際生活に即する教育、学術、生涯学習及び文化振興の発展に寄与すること、図書館は町民の知識及び教養の向上に資することを目的として設置され、平成 25 年度からは、特定非営利活動法人 NPO あかつきを指定管理者として指定し、安定した施設運営がされています。

そして、今回応募いただいた指定管理者候補も特定非営利活動法人 NPO あかつきであり、職員には、図書館司書等の専門資格者もあり、効率的、効果的な運営がされているとともに、工夫を凝らして企画展を開催する

など、来館者は年々増加をしています。また、上林暁文学の顕彰と功績を広める活動にも積極的に取り組んでおり、当施設の効果を最大限に発揮できると判断することから、同団体を引き続き指定管理者とすることが適当であると認められます。

以上のことから、指定管理者の候補者として選定しました。

以上で、議案第 103 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは、議案第 104 号から 106 号までの 3 件を、一括して補足説明をさせていただきます。

まず初めに、議案第 104 号、黒潮町林業総合センターに係る指定管理者の指定についての補足説明をさせていただきます。議案書の 45 ページをお開きください。

黒潮町林業総合センターに係る指定管理者の指定につきまして、高知県幡多郡黒潮町熊井 346 番地 8、幡東森林組合代表理事組合長、堀孝（ほりたかし）を、公募によらない指定管理者の候補としましたので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理の期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間となります。

それでは、これまでの経過と施設の内容や機能等を踏まえ、選定理由についてのご説明を致します。

本件は、公募によらない指定管理者の候補として、黒潮町公の施設に係る指定管理者選定委員会に諮り、慎重に審議をしてまいりました。

当該施設は、町内における地域連帯感の醸成を図る拠点施設として、研修、実習、会議、集会などの利用に供し、林業の振興ならびに地域の発展に資する住民意識の高揚を図ることを目的として、平成 12 年度に黒潮町熊井地区において建築されました。

町内林業にかかわる会議や研修などを一手に担っている施設であり、同時に、林業センター内に幡東森林組合の事務所も併設していることから、一体的かつ効率的な管理運営ができるという観点より、これまで幡東森林組合を公募によらない指定管理者として指定し、施設の管理運営を行ってまいりました。

その経過を踏まえ、町内の林業事業の発展と当該施設の適正管理を行うには、町内唯一の森林組合である幡東森林組合を指定管理者とすることが適当であると認められます。

以上のことから、今回、指定管理者の候補者として選定を致しましたので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

続きまして、議案第 105 号、黒潮町立漁村センター及びホエールウォッチングセンターに係る指定管理者の指定についての補足説明をさせていただきます。議案書は 46 ページをお開きください。

黒潮町立漁村センター及びホエールウォッチングセンターに係る指定管理者の指定につきまして、高知県高知市本町一丁目 6 番 21 号、高知県漁業協同組合代表理事組合長、澳本健也を公募によらない指定管理者の候補としましたので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理の期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間となります。

それでは、これまでの経過と施設の内容や機能等を踏まえ、選定理由についてのご説明を致します。

本件は、公募によらない指定管理者の候補として、黒潮町公の施設に係る指定管理者選定委員会に諮り、慎重に審議をしてまいりました。

当該施設は、黒潮町において海洋レクリエーションの振興を図り、来訪者の利便性の向上、交流人口の拡大による水産業の振興に資することを目的として、平成 5 年度に黒潮町入野漁港施設内に建築されており、ホエ

ールウォッチング事業を行う遊漁船事業者の待合施設として、また、漁業従事者における会議や研修、各種団体の交流の場として有効活用ができるよう、当時の大方町漁業協同組合に管理運営委託を行い、平成 23 年度以降は、県一漁協として合併した高知県漁業協同組合を公募によらない指定管理者として指定し、引き続き、施設の管理運営を行ってまいりました。

このたびの指定管理者の選定につきましては、施設設置に係る目的及び主たる利用対象者が地域の漁業従事者であることから、その組合組織である高知県漁業協同組合への指定管理者の指定を行うことにより、設置目的を逸脱せず、かつ、効率的な施設管理運営を実施できるという観点から、適当であると認められます。

以上のことから、今回、指定管理者の候補者として選定を致しましたので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第 106 号、黒潮町立漁船漁業用作業保管施設に係る指定管理者の指定についての補足説明をさせていただきます。議案書は 47 ページをお開きください。

黒潮町立漁船漁業用作業保管施設に係る指定管理者の指定につきまして、高知県高知市本町一丁目 6 番 21 号、高知県漁業協同組合代表理事組合長、澳本健也を公募によらない指定管理者の候補としましたので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理の期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間となります。

それでは、これまでの経過と施設の内容や機能等を踏まえ、選定理由についてのご説明を致します。

本件は、公募によらない指定管理者の候補として、黒潮町公の施設に係る指定管理者選定委員会に諮り、慎重に審議をしてまいりました。

当該施設は、地域における漁業の近代化ならびに合理化を目的として、平成 8 年度に黒潮町灘漁港施設内に建築されており、地域漁業者の漁具保管及び補修作業等の場としての有効活用ができるよう旧大方町漁業協同組合に管理運営委託を行い、平成 23 年度からは県一漁協として合併した高知県漁業協同組合を公募によらない指定管理者として指定し、施設を管理運営してまいりました。

このたびの指定管理者の選定につきましては、設置目的及び利用の主旨が地域の漁業者のためのものであり、その組合組織である高知県漁業協同組合への指定管理者の指定を行うことが、設置目的を逸脱せず、かつ効率的な管理運営を実施できるという観点から、適当であると認められます。

以上のことから、今回、指定管理者の候補者として選定を致しましたので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上で、議案第 104 号から議案第 106 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長（中島一郎君）

産業推進室長。

産業推進室長（秋森弘伸君）

続きまして、議案第 107 号、カツオのタタキづくり体験等交流施設に係る指定管理者の指定について補足説明をさせていただきます。議案書 48 ページをお願いします。

それでは、主な内容について説明をさせていただきます。

指定管理者に管理を行わせる施設は、高知県幡多郡黒潮町佐賀 374 番地 9、名称はカツオのタタキづくり体験等交流施設でございます。

指定管理の期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間です。

現在の指定期間が令和 8 年 3 月 31 日で満了となることから、選定に当たりましては、黒潮町公の施設にかかわる指定管理者の指定手続きに関する条例第 3 条に基づき、令和 8 年 1 月 8 日より公募を実施したところ、高

知県高知市本町一丁目6番21号、高知県漁業協同組合代表理事組合長、奥本健也（おくもとけんや）の1者から応募があり、同6条、公の施設にかかわる指定管理者選定委員会に諮って慎重に審議を行い、指定管理者の候補としましたので地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、選定理由についてご説明致します。

この施設は、観光推進事業に係るカツオのタタキづくり体験施設と町内特産物の販売促進にも寄与し、自然体験型観光経営の安定と漁家経営の向上に供するとともに、交流人口の拡大による町の活性化を図ることを目的として設置され、当初から旧佐賀町漁業協同組合、県一漁協として合併してからは高知県漁業協同組合を指定管理者として指定し、黒潮町佐賀のカツオを県内外に広くPRするため、修学旅行生や観光客にカツオのタタキづくり体験やカツオのタタキ定食などの地場農水産物等の食材を使用した飲食の提供を行ってきました。

そして、今回応募いただいた指定管理者候補も高知県漁業協同組合であり、こんにちまで培ってきた事業の実績や魚市場を運営しており、原材料である水産物の仕入れに有利な側面も持ち合わせているため、効率的な施設運用を実行できるという観点からも適当であると認められます。

以上のことから、指定管理者の候補者として選定しましたので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

以上、議案第107号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（中島一郎君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（徳廣誠司君）

それでは、議案第108号、町道の路線認定についてを補足説明をさせていただきます。議案書は49ページ、参考資料は41ページでございます。

議案書49ページをお開きください。

道路の種類は町道、整理番号は10334、路線名は鞭浮津線でございます。

起点は黒潮町浮鞭字社、終点は黒潮町浮鞭字西堂山でございます。なお、重要な経過地はございません。

参考資料41ページをお開きください。

この路線は、町道湊川線沿いのくろしお鉄道浮鞭駅から約350メートル北側に位置する土佐ユートピアカントリークラブ入口付近を起点として、約170メートル南方向に進んだ地点を終点とする路線でございます。

今後整備されます高規格道路の側道に接続するよう計画しているもので、町道の路線認定について道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案第108号、町道の路線認定についての補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

環境政策室長。

環境政策室長（宮川智明君）

私の方からは、議案第109号、土地の取得について、及び議案第110号、浮津墓地公園造成工事の請負契約の締結について補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第109号、土地の取得について補足説明をさせていただきます。議案書は50ページでございます。

この土地は、高規格道路整備事業により移転が必要な、浮津共同墓地公園造成地として取得をするものでございます。

所在地は、黒潮町浮鞭字丸山2858番地ほか8筆でございます。

取得面積は7,841.79平方メートル、取得の方法は売買、取得価格は719万1,514円でございます。

参考資料の42ページをお開きください。

上段部分には、取得する土地の位置図をお示ししております。赤囲みの事業用地のうち、黄色に着色している部分が本議案での取得用地でございます。

また、下段には、取得する土地の表示をしております。

以上で、議案第109号、土地の取得についての補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第110号、浮津共同墓地公園造成工事の請負契約の締結について補足説明をさせていただきます。議案書は51ページでございます。

参考資料にてご説明致しますので、参考資料の43ページをお開きください。

議案第110号、浮津共同墓地公園造成工事は、設計金額2億269万円で、入札の結果、1億8,502万円で落札されました。請負率は91.3パーセントでございます。

この入札の指名業者数は、町内事業者6社で行われましたが、そのうち1社が辞退致しましたので、入札は5社で行われました。

この契約は、契約金額2億352万2,000円にて、かしま工業株式会社代表取締役、山本道明（やまもとみちあき）と契約締結するものでございます。

それでは、施工内容について参考資料にてご説明致します。44ページをお開きください。

位置図の赤囲い部分が、施工個所でございます。

本工事は、国土交通省が実施をしております高規格道路事業において、移転が必要な浮津共同墓地の移転に伴う代替墓地の造成工事でございます。

45ページをお願い致します。

計画平面図にあるように、進入道路駐車場墓地区画などを整備するものです。また、図面中央付近にあります測点の断面図につきましては、1枚めくっていただき、46ページにてお示ししております。切土、盛土により土工バランスを考慮した施工としています。

以上で、議案第110号、浮津共同墓地公園造成工事の請負契約の締結についての補足説明とさせていただきます。議案第109号と併せまして、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは、議案第111号、黒潮町過疎地域持続的発展計画の策定についての補足説明を致します。議案書は52ページ、計画は議案書の次のページからとなっております。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、令和3年度に策定した黒潮町過疎地域持続的発展計画が令和8年3月末に期限を迎えることから、令和8年度から令和12年度まで、5か年の計画を新たに策定するものでございます。

本計画は、人口減少や少子高齢化などの課題に対応しつつ、地域の暮らしと産業を将来にわたって維持、発展させることを目的としております。

当町におきましては、町全域が過疎地域に該当しており、人口減少、少子高齢化に伴う地域の活力低下への対応は重要な課題であることから、これまでも過疎法に基づく計画や黒潮町総合戦略を策定し、さまざまな分野で対策を講じてきたところでございます。

引き続き、黒潮町過疎地域持続的発展計画を定め、国や県の支援を活用しながら、地域の持続的発展に向け

た取り組みを推進していきたいと考えており、計画の策定つきまして過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上で、議案第111号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

これで、提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会します。

散会時間 15時 04分